

令和4年1月例会：次第（令和4年1月29日開催）

1、会長挨拶

2、顧問弁護士 草津ゆうひ法律事務所 浅井 勇希 先生のご紹介

3、新型コロナワクチン接種に関する行政からのお願い

4、報告事項

【会員の状況】 令和 3年 12月

(1) 会員の状況

A会員： 142名、 B会員： 167名、 合計： 309名

(2) B会員の退会

てはらクリニック 小出 一真 先生 R3.12/15 付
済生会滋賀県病院 塩見 直人 先生 R3.12/31 付

【総 務 部】

[総 務]

(1) 令和4年度会費について

標記について、第220回臨時時代議員会書面表決により、令和3年12月15日に決議承認されました。会員の皆様には、令和4年度会費の納入につき、ご理解ご協力をお願いします。

令和4年度滋賀県医師会会費について

1. 滋賀県医師会会費徴収規程第3条に定める、満年齢による定額会費額並びにA会員の減額会費を次のとおりとする。

会員区分	75歳未満	75歳～82歳	83歳以上	
			在籍年数5年未満	在籍年数5年以上
A会員	年額21万円	年額12万円	年額6万円	0円※
減額適用A会員	年額12万円	年額6万円	年額3万円	
B会員	年額3.6万円	年額1.8万円	年額0.9万円	
C会員	0円			

2. 滋賀県医師会会費徴収規程第4条に定める、A会員の減額会費適用条件を次のとおりとする。
減額適用A会員

第1項：前年度1月1日における在籍会員数が6名以上の医療機関を開設または管理する会員。

第2項：前年（度）分の医業収入額が3千万円未満の会員。

（医業収入が確認できる書類の写しを添付し、所定の様式にて申請すること。）

※5年以上在籍し、かつ、満83歳に達している会員は所定様式にて申請することにより0円とする。ただし、申請の手続きは次年度以降省略することができる。

在籍会員数が6名以上の医療機関を開設または管理するA会員、および満83歳に達する会員には別途郵送にてご案内しますので、申請様式が届くまでお待ちください。

(2) 令和4年度会費減額申請について

滋賀県医師会会費徴収規程第4条第2項に定める「A会員の会費の減額」について、申請する会員は以下をご確認のうえ対応願います。

1. 申請期限：令和4年3月25日（金）必着
2. 満年齢83歳未満のA会員の減額会費適用条件
第2項：前年（度）分の医業収入額が、3千万円未満の会員であること。
3. 申請方法

滋賀県医師会報1月号に掲載する会費決定通知を確認のうえ、会費減額申請書様式をコピーして、必要事項を記入し、医業収入額が確認できる書類の写しを添付のうえ、郵送にて滋賀県医師会事務局へ提出してください。

なお、上記申請書については、滋賀県医師会 HP「会員専用ページ」からダウンロード可能。

<http://www.shiga.med.or.jp/doctor.html>

(3) 毎月勤労統計調査（第二種事業所）への協力依頼について

「毎月勤労統計調査」は賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づき厚生労働省が実施する国の重要な調査である。

今般実施する第二種事業所の調査は、先ず、指定調査区（次の市町の一部地域：大津市、草津市、甲賀市、近江八幡市、蒲生郡日野町、東近江市、長浜市）に所在するすべての事業所を、統計調査員が令和4年1月から2月にかけて訪問し、事業所名、所在地、常用労働者数、事業の内容等を調査し、次に、先の調査の中から無作為に調査対象事業所が指定される。指定を受けた事業所には、令和4年7月から原則として18ヶ月間連続で、雇用・賃金及び労働時間について調査が行われる。

新型コロナウイルス感染症の状況により、対面による聴取が困難な場合は紙面への記入等により対面を要さない手法での調査も可能であるとのことであるので、当該調査の趣旨をご理解のうえ、協力願いたい

(4) 日本医療機能評価機構 日医会員を対象とした「医療情報・診療ガイドライン活用」に関する Web 調査への協力依頼について

今般、日本医療機能評価機構において、日医会員が必要とする医療情報や診療ガイドラインの活用に関する課題を把握し、診療ガイドラインの作成支援や普及活動等の取り組みにつなげることを目的として、標記調査（Web）を実施する。

については、本年1月中旬以降、「日医君」だより（メールマガジン）の登録会員に対して、本調査への協力を依頼し、回答状況に応じて会員情報 DB より無作為に抽出した会員に対して依頼を検討とのことであるので、ご理解のうえ協力願いたい。

(5) 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業個別融資相談会の開催について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、Web 会議システムによる個別融資相談会が行われる。日程等は下記のとおり。参加希望の場合は下記サイトから申込みされたい。

募集期間：令和4年1月11日（火）～1月31日（月）

実施期間：令和4年1月17日（月）～3月18日（金）

申込方法：Web フォームによる申込み <http://www.wam.go.jp/hp/tabid-2470/>

※FAX による申込みも可能。参加申込書は県医師会事務局にご請求ください。

(6) オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について

(総務資料1) p.1

(7) PCR 等検査無料化事業について

(総務資料2) p.30

- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について
(総務資料 3) p. 46
- (9) 新型コロナウイルス感染症患者に対する経口抗ウイルス薬の使用について
(総務資料 4) p. 50
- ・ 院外処方する医療機関においても、事前にラゲブリオ登録センターへの登録が必要
 - ・ 処方可能な登録医療機関については、滋賀県ホームページにて原則公表する
 - ・ 外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により、本剤の在庫を保持し調剤を行う対応薬局を通じて本剤を処方すること
 - ・ 処方における注意点等が示された厚生労働省作成質疑応答集 (Q & A) は県医師会報 1 月号に掲載予定
- (10) 初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について
(総務資料 5) p. 68
- (11) 新型コロナワクチン追加接種 (3 回目接種) の体制確保について (その 3)
(総務資料 6) p. 73
- ・ 日本医師会および県医師会としては、円滑な追加接種の実施にあたって、武田/モデルナ社ワクチンの積極的な活用をご検討いただきたいとのこと。
- (12) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給等について
(総務資料 7) p. 91
- ・ 安定供給のため、医療機関において抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キットを注文する際には、各医療機関における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮願います。
- (13) 令和 4 年度 休日急病診療所のコール当番一覧表について
(総務資料 8) p. 99
- (14) 新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業にかかる検査指標等の見直しについて
(総務資料 9) p. 100
- (15) 滋賀県健康づくり財団 がん検診従事者講習会開催案内
(総務資料 10) p. 103
- ① 令和 3 年度 乳がん検診従事者講習会 2 月 10 日 (木) 必着
 - ② 令和 3 年度 第 2 回肺がん検診従事者講習会 (Zoom) 2 月 25 日 (金) 必着
- (16) 令和 3 年度滋賀県病院協会県民公開講座の開催について
(総務資料 11) p. 107
- (17) 滋賀県肝疾患専門医療機関の指定に係る申請手続きについて
(総務資料 12) p. 110
- (18) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について
(総務資料 13) p. 115
滋賀県立総合病院
- (19) 在宅医療介護連携における医療情報の取扱いに伴う意向調査結果のお知らせ
(総務資料 14) p. 116

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医師からの事故情報受付窓口について

消費者庁と独立行政法人国民生活センターは、商品やサービスによる消費者事故を防止するため、様々な機関からの事故情報を収集している。その一環として、国民生活センターでは「医師からの事故情報受付窓口（愛称：「ドクターメール箱」）」を設置し、医師から直接、インターネット上又はファックスで情報提供を受け付け、事故の再発・拡大防止に向けた検討・取組に活用している。

また、日本医師会では、いわゆる「健康食品」による健康被害について、全国の会員医師に情報提供を依頼しているところである。

については、情報提供の窓口について、以下のとおりお知らせするので、ご活用願いたい。

<情報提供の受付窓口>

☆いわゆる「健康食品」の健康被害について

日本医師会「健康食品安全情報システム」事業（情報提供入力フォームあり）

<http://www.med.or.jp/mshoku/>（会員限定メンバーズルーム内）

☆それ以外の消費者事故情報について

国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」

https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html

(2) 類鼻疽について

類鼻疽（４類感染症）については、日本ではこれまで海外渡航歴のある患者による輸入感染症例として19例が報告されているが、先般、米国において家庭用淡水水槽を介した類鼻疽症例が報告された。また、米国疾病予防管理センター（CDC）は、令和3年3月から7月までの間にアロマスプレーに起因する類鼻疽症例が4例発生（2名が死亡）したと発表している。

これまでの調査では、当該アロマスプレーは試験的に製造されたもので米国内でのみ限定的に流通していたとのことであったが、本事例はこうした製品が類鼻疽の発生要因になり得ることを示している。以上のことから、臨床症状等から類鼻疽等が疑われる場合には、海外渡航歴や輸入された熱帯魚等の飼養の有無、複数症例における共通の使用製品の有無等にも留意していただきたい。

なお、本感染症の病原体診断等については、国立感染症研究所において相談を受け付けている。

<病原体の検査等に関する問い合わせ先>

国立感染症研究所村山庁舎 細菌第二部 TEL：042-561-0771

(3) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 181 腹腔鏡下手術時の切除した臓器・組織の遺残」について

腹腔鏡下手術の際、切除した臓器・組織を体外に取り出すことを忘れ、再手術を実施した事例が13件報告されているのでご留意願いたい（集計期間：2017年1月1日～2021年10月31日）。

なお、事例が発生した医療機関の取組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取組み〕

- ・閉創前に医師と看護師は切除した臓器を体外に取り出したことを確認する。
- ・回収バッグをカウントの対象とする。
- ・回収バッグにはX線透過性のものがあり、腹腔内に残存してもX線画像に写らない場合があることに留意する。
- ・複数の子宮筋腫を核出する際、医師は核出した数と取り出した数を看護師に伝え、看護師は個数を記録し、共有する。

<http://www.med-safe.jp/>

(4) 医療事故情報収集等事業第 67 回報告書の公表について

今般、標記報告書が日本医療機能評価機構より公表された。同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

なお、詳細は、(財)日本医療機能評価機構 HP に掲載

医療事故情報収集等事業 HP <http://www.med-safe.jp/>

(5) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html

☆令和 3 年 12 月 17 日付け

①ブロナンセリン(経口剤)②ブロナンセリン(貼付剤)③スボレキサント④フィンゴリモド塩酸塩⑤ポサコナゾール⑥人血小板濃厚液(放射線を照射しない製剤)、合成血(放射線を照射しない製剤)、洗浄人赤血球液(放射線を照射しない製剤)⑦人赤血球液(放射線を照射しない製剤)、人全血液(放射線を照射しない製剤)⑧解凍人赤血球液(放射線を照射しない製剤)

☆令和 4 年 1 月 6 日付け

①アミノレブリン酸塩酸塩

【保 険 部】

(1) 令和 4 年度診療報酬改定率について 【日医発第 771 号 (保 248)】

(県医師会報 1 月号 84 ページに掲載済)

(2) 新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しに対する業界への働きかけ等について 【日医常任理事通知 (保 252)】

(県医師会報 1 月号 91 ページに掲載済)

(3) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 744 号 (保 240)】

(新たに保険適用が認められた検査 - 令和 3 年 12 月 1 日適用 -)

(県医師会報 1 月号の 91~92 ページに掲載済) (日医雑誌 2 月号にも掲載予定)

(4) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 795 号 (保 258)】

(新たに保険適用が認められた検査 - 令和 4 年 1 月 1 日適用 -)

(県医師会報 2 月号に掲載予定) (日医雑誌 3 月号にも掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

(5) 『診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正について』の一部訂正について 【日医常任理事通知 (保 241)】

(県医師会報 1 月号 92 ページに掲載済)

(6) 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正等について 【日医発第 752 号 (保 245)】

(概要は県医師会報 1 月号 93~95 ページに掲載済)

(7) 「使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について」の一部訂正について

【日医発第 751 号 (保 244)】

(県医師会報 1 月号 95～96 ページに掲載済)

(8) 疑義解釈資料 (その 85・その 87・その 88) について

【日医常任理事通知 (保 231)】【日医常任理事通知 (保 250)】【日医常任理事通知 (保 251)】

(県医師会報 1 月号 93 ページに掲載済)

(9) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤 (オプジーボ点滴静注、キイトルーダ点滴静注) に係る
最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について

【日医発第 704 号(保 228)(地 401)】

(概要は県医師会報 1 月号 96～97 ページに掲載済)

(10) 医療機器の保険適用について (令和 4 年 1 月 1 日保険適用分) 及び「医療機器の
保険適用について」の一部訂正について【日医発第 793 号 (保 256)】【日医事務連絡 (保 259)】

(11) 材料価格基準の一部改正等について 【日医発第 742 号 (保 238)】

(新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等-令和 3 年 12 月 1 日適用-)

(詳細は日医雑誌 2 月号に掲載予定)

(12) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 64)

【日医常任理事通知 (保 255)】

(概要は県医師会報 1 月号 98 ページに掲載済)

(13) 疑義解釈資料 (その 86) について 【日医常任理事通知 (保 249)】

※新型コロナウイルス核酸検出関係

(14) 電子レセプトの「枝番」の記録について

(県医師会報 1 月号 107 ページ参照)

・「枝番」について、記録誤り等が散見されているので再度ご確認願いたい

(15) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の
留意点について

(県医師会報 1 月号 104 ページ参照)

(16) 令和 4 年度の酸素の購入価格に関する届出について (近畿厚生局滋賀事務所)

(概要は県医師会報 1 月号 99 ページ参照)

・酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、令和 4 年 2 月 15 日(火)までに近畿厚生局滋賀事務所あて提出のこと

・近畿厚生局ホームページ (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>) の『重要なお知らせ』又は『新着情報』の当該項目のページから様式(エクセル版又は PDF 版)をダウンロードして使用

※ 酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、当該年の 4 月 1 日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の 1 月から 12 月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の 2 月 15 日までに地方厚生(支)局長に届け出る必要がある。

なお、新規医療機関の指定を受けた場合等においては、随時届け出る必要がある場合があるので、詳しくは近畿厚生局滋賀事務所へ (TEL 077-526-8114)

※ 令和 3 年中に購入実績がない場合において、令和元年 9 月 30 日以前の購入実績により届出を行う場合は、実際に購入した価格に 108 分の 110 を乗じて得た額 (1 円未満の端数は四捨五入) を酸素の購入対価として記載

する

- ※ 酸素の使用がなく、酸素の購入がない場合は提出の必要はない
- ※ 窒素の購入価格に関する届出の必要はない

[その他]

(17) 集団指導に係る e ラーニングの模擬視聴について (近畿厚生局滋賀事務所)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、令和4年度の集団指導(保険医療機関の新規指定時・指定更新時、保険医の新規登録時)についてはeラーニングによる実施が予定されている。
- ・今般、2月1日～3月4日にかけて模擬的に近畿厚生局ホームページにeラーニング用のページが掲載されることとなったので、ご関心のある先生はご視聴願いたい。(閲覧に要する時間は約1時間)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/> /

[改定説明会関係]

(18) 令和4年度診療報酬改定内容の周知方法について

- ※現在の新型コロナウイルス(オミクロン株等)による感染状況を鑑み、今回も参集型の改定説明会は開催せず、日医参考資料(白本)や改定説明スライド等の資料を各医療機関あてに直送することで周知対応の予定です。

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【新型コロナウイルス関連感染症(日本医師会)(随時更新)】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

① 新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの改訂について

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/a_guidolines.pdf

【医療関係通知(厚生労働省)(随時更新)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/

① 新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き・第6.1版

(令和3年12月28日一部改訂)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html

【医療関係通知(滋賀県)(随時更新)】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuu/hukushi/>

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/ankenkyusyoku/hoken/310418.html>

① 学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン

(令和3年12月24日一部改訂)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/hodo/oshirase/322770.html>

【文部科学省】※随時更新

○幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html#a006

5. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」登載一覧

12/24（金）【日医発】日本医師会新型コロナワクチン速報【第16号】

12/24（金）HER-SYSの利用および発生届のHER-SYSによる提出について

12/24（金）HER-SYSによる発生届提出に係る説明会の開催について

12/27（月）滋賀県小児・重症心身障害児（者）在宅支援研究会シンポジウムのご案内について

12/28（火）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について

1/5（水）「新型コロナウイルス感染症 COVID19 診療の手引き・第6.1版」の周知について

1/12（水）診療報酬改定に伴う参考図書の特許について

1/14（金）「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」申込期限の延長について
情報提供)

1/14（金）新型コロナウイルス感染症治療薬「モルヌピラビル」の処方に関する留意点について

1/21（金）新型コロナウイルスワクチン接種病院接種の依頼の流れについて

1/22（土）滋賀県病院協会県民公開講座の開催について

6、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内 (総務資料 15) p.117

7、滋賀県医師会 1月以降 行事予定表 (総務資料 16) p.118

8、当医師会の2月行事予定表 (総務資料 17) p.123

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. おまとめ DM「医師協スクエア」のご案内

1月は3ヶ月に一度の情報発信ツール「医師協スクエア」の送付時期となっております。医療用品カタログ GooDs のキャンペーン情報をはじめ組合員にとってメリットとなる様々な案内をしております。

また、今回は2年に1度の診療報酬改定に伴う各種改定書籍の他、毎年多数ご注文をいただいております「今日の治療薬」や「今日の治療指針」等、1月発刊の新刊人気書籍もご案内しています。

地域医師会でお取りまとめいただいております代表的な改定書籍は、所属の地域医師会へ期日までにお申し込みいただき、取りまとめ以外の書籍については「医師協スクエア」の折込をご覧ください。のうえ、FAXにてご注文ください。

2. 『医師賠償責任保険』満期更改のご案内

多くの先生方にご加入いただいております「団体医師賠償責任保険」ですが、毎年4月10日に満期更改を迎えます。次年度より引受保険会社（損保ジャパン）において商品改定がございます。

詳細につきましては1月下旬頃にお送りする満期更新案内をご覧ください。

<主な改定内容>

変更点	内容
保険料の引下げ	病院契約の300型（保険金額3億円）の保険料が引下げとなります。
個人情報漏えい保険の販売中止	個人情報漏えい保険が販売中止となり、医療機関用サイバー保険へ一本化されます。従来の補償に加え、サイバーリスクに対しても補償されるようになりました。 ※従来の個人情報漏えい保険と同等のプランも選択可能です。

3. 支払調書の送付について

協同組合に貸付している受取利息について、申告に必要な支払調書を1月下旬に医療機関宛に送付いたしますので、令和3年分の確定申告にご利用ください。

ご不明な点等ございましたら、経理課までお問い合わせをお願いいたします。

【協同組合に貸付している受取利息について】

- ・ 所得税の確定申告書の雑所得（その他）に含めて申告してください。
- ・ 貸付台帳（借入金明細書）の写しを必要とされる場合はお申し出ください。

事 務 連 絡
令和4年（2022年）1月7日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
滋賀県健康医療福祉部薬務課

オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について（協力依頼）

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和3年12月28日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり事務連絡がありました。

つきましては、本事務連絡の趣旨を踏まえ、自宅療養者等が安心して療養できる体制構築、特に下記取組についてご協力いただきますよう貴会員への周知をお願いします。

なお、関係医療機関等には別添写しのとおり連絡しておりますことを申し添えます。

診療・検査医療機関、県薬、経口治療薬対応薬局(別添)

記

1. 発熱患者が速やかに受診できるよう、滋賀県ホームページで診療・検査医療機関の一覧を公表（347施設（69.4%））しているところです。

患者がより円滑に受診できるよう、未公表の診療・検査医療機関におかれましては、公表へのご協力をお願いします。公表にご協力いただける場合は、別添の申込書を感染症対策課調査・検査係へご提出ください。

2. 経口抗ウイルス薬「ラゲブリオ」が投与対象となりうる患者に処方され、滞りなく投与につなげられるよう、ご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、陽性判明の診断当日ないし翌日に投与可能となるよう、処方箋送付先の対応薬局と調整いただきますとともに、患者が薬局に来局せずに薬剤が手に入るよう、必要な患者情報（電話番号等）を当該薬局に伝達いただきますようお願いいたします。

なお、処方可能な登録医療機関については、滋賀県ホームページにて原則公表（※）することとしておりますので予めご了承ください。

（※）公表に支障がございます場合は、1月12日（水）17時までに感染症対策課療養支援係までメールでその旨ご連絡願います。（1月13日（木）以降に登録されます場合は、登録完了後すみやかにメールでご連絡願います。）

3. 自宅療養者への健康観察・診療について引き続きご協力いただきますとともに、往診・オンライン診療・電話診療へのさらなる実施について併せてよろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部

感染症対策課

調査・検査係 棚田、栗原

TEL：077-528-3584

FAX：077-528-4866

E-mail：coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

療養支援係 福島

TEL：077-528-3619

FAX：077-528-4866

E-mail：coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

薬務課

薬事指導係 太田

TEL：077-528-3634

FAX：077-528-4863

E-mail：yakumu@pref.shiga.lg.jp

(写)

事 務 連 絡

令和4年(2022年)1月7日

新型コロナウイルス感染症経口治療薬対応薬局 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

滋賀県健康医療福祉部薬務課

オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について(協力依頼)

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和3年12月28日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり事務連絡がありました。

つきましては、本事務連絡の趣旨を踏まえ、自宅療養者等が安心して療養できる体制構築にご協力いただきますとともに、特に下記の取組についてご対応をお願いします。

記

1. 経口抗ウイルス薬「ラゲブリオ」が、投与対象となりうる患者に処方され、滞りなく投与につなげられるよう、本剤の適切な発注についてご協力いただきますようお願いいたします。
2. 外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により対応薬局を通じて本剤を処方されるため、陽性判明の診断当日ないし翌日に投与可能となるよう、本剤を処方する医療機関と調整いただきますとともに、当該医療機関から伝達される患者情報(電話番号等)をもとに、電話や情報通信機器を用いた服薬指導の実施や薬剤の配送について、患者との調整のうえ、適切に実施いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部

感染症対策課療養支援係 福島

TEL : 077-528-3619

FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

薬務課薬事指導係 太田

TEL : 077-528-3634

FAX : 077-528-4863

E-mail : yakumu@pref.shiga.lg.jp

送付先
滋賀県 健康医療福祉部 感染症対策課
FAX : 077-528-4865
E-Mail : coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp

「滋賀県ホームページにおける診療・検査医療機関の公表」に関する申込書

医療機関名	
医療機関所在地	〒
医療機関電話番号	
申込書記入者	

県民が身近な医療機関を探せるように「医療機関名」、「所在地」、「電話番号」を滋賀県ホームページで必須項目として公表しています。

また、問い合わせが診療の妨げとならないよう、希望される医療機関については「受付時間」も併せて公表しています。

自院を公表することに同意される方は、本書に必要事項を記入の上、滋賀県感染症対策課あてにご提出ください。

(1) 患者からの問い合わせ先電話番号（医療機関電話番号と異なる場合のみ記載）

—	—
---	---

(2) 曜日ごとの受付時間をお答えください。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	～	～	～	～	～	～	～
午後	～	～	～	～	～	～	～
夜	～	～	～	～	～	～	～

以下URLにて公表しています。

診療報酬の算定にあたっては、ホームページに公表されていることをご確認ください。

滋賀県ホームページ：「発熱などの症状がある場合の相談・受診について」

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/314835.html>



なお、以下の注意事項をホームページに掲載しています。

○受診時の注意事項

①受診前に必ず電話で医療機関に問い合わせること、②医療機関が指定する時間、方法で受診すること、③検査を行うかどうかは医師が判断すること、④受診された医療機関で検査ができない場合は他の医療機関を紹介されること、⑤陰性証明を目的とした検査の問い合わせには利用できないこと。

○受診費用について

①診療・検査医療機関に受診された場合、新型コロナウイルス感染症のPCR検査や抗原検査費用は公費で負担され実費負担はないが、初診料等の費用はご負担いただく必要があること、②新型コロナウイルス感染症のPCR検査や抗原検査以外の検査、医療行為、薬の処方があった場合、追加費用が発生すること。

事務連絡
令和3年12月28日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の感染流行に備えた
地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について

「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「点検強化事務連絡」という。）において、B.1.1.529系統（オミクロン株）による感染拡大が生じた場合に備えた体制整備の点検・強化について連絡をしたところです。

また、本日、厚生労働大臣から、日本医師会会長・日本薬剤師会会長・日本看護協会会長に対し、別添の内容について協力をお願いしました。

今後の市中感染の急速な拡大に備え、B.1.1.529系統（オミクロン株）に対し機動的かつ適切に対応し、自宅療養者等が安心して療養できる体制を構築するため、改めて地域の医師会、薬剤師会、看護協会等と連携いただき、点検強化事務連絡の内容に加え、下記の取組をお願いします。

記

1. 自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制構築の確認について

- 各都道府県で策定いただいた「保健・医療提供体制確保計画」（以下「計画」という。）において、すべての感染者に確実に陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、速やかに、かつ継続して保健所等または医療機関から健康観察や診察を受けられる体制を構築いただき、点検強化事務連絡により、令和4年1月7日（金）までに自宅療養者等への健康観察・診療の対応についても体制の確認をお願いしているが、患者の安心のためには、パルスオキシメーターの迅速な配布も重要であり、自宅療養開始当日ないし翌日に配布する体制の構築につ

いても確認を行うこと。

2. 診療・検査医療機関の拡大・公表について

- 発熱等の症状がある患者が、まずは、適切かつ確実に検査・診療を受けられる体制とするため、全国で約 3.5 万（令和 3 年 12 月 22 日時点）ある診療・検査医療機関については、今後も感染状況に応じて、追加で指定を行うことや、対応時間やブースの拡大を行っていただきたいこと。
受診した患者が陽性と判明した場合、必ずHER-SYSを用いて発生届を提出すること、あわせて「My HER-SYS URL通知ボタン」も同時に押下すること、受診者に対してはHER-SYSからショートメッセージが届く旨も伝達いただくこと等について、改めて診療・検査医療機関に対する周知徹底を行うこと。とりわけ、HER-SYSを活用することによって、受診後早期の段階から、My HER-SYSや自動架電を活用した自宅療養者の健康観察を行うことが可能となることから、健康観察の空白期間を防ぎ、自宅療養者の健康状態の悪化を見逃すリスクを低減するために、HER-SYSを用いた発生届の提出徹底はもとより、My HER-SYS等の積極的な活用を図ること。
- また、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 3 年 9 月 28 日付け事務連絡）により、診療・検査医療機関を都道府県のホームページで公表する仕組みを整えていただいているところであるが、患者がより円滑に受診できるよう、未だ公表していない診療・検査医療機関に対し、公表を促すこと。その際、かかりつけ患者への検査に限っている等の事情がある場合には、その旨をホームページに追記する等の対応も可能であることを丁寧に説明し、公表いただくよう働きかけること。
- 都道府県のホームページにおいては、診療・検査医療機関名に加え、診療時間や検査体制等もあわせて公表するなど、患者にとって分かりやすい情報発信となるようホームページを整えていただくこと。
- これらの取組結果については、令和 4 年 1 月 13 日（木）までにご連絡いただきたいこと。

（参考）

- ・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 3 年 9 月 28 日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836896.pdf>

3. 健康観察・診療を実施する医療機関等の拡大・公表について

- 全ての陽性が判明した患者の安心のため、計画において体制を構築いただいた「治療に関与する医療機関」（全国で約 1.2 万（12 月 7 日公表時点））について、点検強化事務連絡により、今後も継続して地域の関係者間で協議を行っていただき、今後の感染急拡大に備えて数を増やす等の取組を進めていただいているところ。
その際、診療・検査医療機関については、検査のみならず、自ら診断した自宅療養者について、陽性判明後、引き続き健康観察・診療を実施していただくようにすること。
- 加えて、患者にとって分かりやすい情報発信を行う観点から、自宅療養者の健康観察・診療を行う医療機関として、上述の診療・検査医療機関のホームページに、健康観察・診療を実施する旨の項目を加える等、各都道府県のホームページで公表する仕組みを整えること。
- あわせて「治療に関与する訪問看護ステーション」（全国で約 1 千（12 月 7 日公表時点））や「治療に関与する薬局」（全国で約 2 万（12 月 7 日公表時点））についても、各都道府県のホームページに、自宅療養者等の治療に関与する機関として、公表する仕組みを整えること。
- これらについては、令和 4 年 1 月 13 日（木）目途でホームページに公表する仕組みを整えていただきたいこと。

4. 経口抗ウイルス薬を陽性判明の診断当日ないし翌日に投与可能な体制確保について

- (1) 処方可能な登録医療機関の拡大について
- 経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分等については、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和 3 年 12 月 24 日付け事務連絡）においてお示ししているが、今後の感染拡大に備えて、投与後の定期的なフォローアップが可能な 3. の「健康観察・診療を実施する医療機関」すべてが、経口薬を処方できる体制を整えることが重要である。
- 経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ）の処方に当たっての諸手続き等は、別途、令和 3 年 12 月 24 日付け事務連絡（下記参照。以下「12 月 24 日付け事務連絡」という。）により体制整備をお願いしている

ころであるが、経口薬の処方には、当面の間、副作用等についての患者へのフォローが必要とされていることを踏まえ、3.の「健康観察・診療を実施する医療機関」すべてが、製造販売業者が開設する「ラゲブリオ登録センター」に登録いただけるよう（12月24日付け事務連絡P.4参照）、確実な周知を行うこと。

- 都道府県別のラゲブリオ登録センターに登録いただいた医療機関・薬局数については、令和4年1月13日（木）までに確実に周知を行っていただき、当該数を国において公表することを予定している。なお、公表に当たっては、国において集計を行うため、都道府県から個別の報告は不要である。

（2）医療機関間の情報連携による速やかな投与体制の確保について

- 陽性判明の診断当日ないし翌日に投与可能な体制を確保するためには、上記取組に加えて、投与対象となりうる患者が受診する可能性のある診療・検査医療機関（コロナ患者が受診する可能性のある医療機関）において、患者に対し本剤を処方する医療機関を迅速に紹介できるようにすることが重要である。
- 12月24日付け事務連絡Q.2（P.9）に従って、（1）の登録医療機関のリストを作成し、管内の診療・検査医療機関に共有いただくこと。なお、リストの共有の範囲については、当該事務連絡に記載のとおり、地域の実情に応じ、医療圏ごととするなどの対応を行うことは差し支えない。
- 上記リストの作成に当たっては、令和4年1月13日（木）までに都道府県において取りまとめの上、厚生労働省に報告いただきたい（連絡先については、12月24日付け事務連絡を参照）。

（参考）

- ・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和3年12月24日付け事務連絡）

以上

日本医師会会長・日本薬剤師会会長・日本看護協会会長に
対する厚生労働大臣協力要請発言（令和3年12月28日）

- オミクロン株については、我が国でもいわゆる市中感染とみられる事例が出てきており、陽性者が増加しています。オミクロン株はデルタ株より感染性・伝播性が高いとの指摘もあり、今後、国内で感染拡大が生じた場合、デルタ株が主流であった今夏に比べ、感染拡大の速度が非常に速い可能性があるかと懸念されています。
- 仮に今後、急速な感染拡大が生じた場合に、保健・医療提供体制確保計画で整備した体制が即座に確実に稼働できることが必要です。12月22日に都道府県に対しては1月上旬までの体制の点検・強化を依頼しているところですが、地域において、検査・健康観察・治療に携わられる皆様の力が不可欠です。一年の終わりの最も慌ただしい時期ではありますが、国民の命と健康を守るため、何卒、もう一段のご協力をお願い申し上げます。

【自宅療養者への支援】

- まず第一に、オミクロン株による感染拡大に備えるため、健康観察や、オンライン診療・往診、訪問看護、薬の提供等を実施する機関を増やす必要があります。このため、医療機関、薬局、訪問看護ステーションにおかれましては、これらの実施拡大についてご協力をお願いします。
特に、診療・検査医療機関は、検査のみならず、自ら診断した自宅療養者について、陽性判明後、引き続き健康観察・診療を実施して頂きますよう、宜しく申し上げます。

【経口薬による治療の確保】

- 第二に、先日、薬事承認した経口薬は、必要な方に処方され、滞りなく投薬につなげることが必要です。このため、経口薬を処方する医療機関の拡大や、医療機関間の連携により、診断から当日ないし翌日に投薬可能となるよう体制を確保するとともに、患者が薬局に来所せずに経口薬を手に入れられるよう、医療機関と薬局の連携により患者の自宅に速やかに配達する等の体制の構築をお願い致します。

【検査体制の確保】

- 第三に、検査体制については、検査需要の急激な増加に備えて、都道府県・保健所からの要請に応じて、診療・検査医療機関や地域外来・検査センターの増設、診療時間延長など、検体採取体制の拡充に一層のご協力を頂きたいと存じます。

【患者にとって分かりやすい情報発信】

- 第四に、診療・検査医療機関や健康観察、オンライン診療・往診等に対応する医療機関、訪問看護の事業所などの公表にご協力いただき、患者にとって分かりやすい情報発信をお願いします。

【人材確保】

- 第五に、すでに感染拡大時に備えて、全国で医師3千人、看護師3千人の派遣について、都道府県にご登録頂いているところですが、感染の急拡大に備えて、更なる医療人材の確保とともに、都道府県の圏域を超えた派遣にもご協力のほど何卒お願い致します。

事 務 連 絡
令和4年（2022年）1月7日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
滋賀県健康医療福祉部薬務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び
薬局への配分について

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申
上げます。

このことについては、令和3年12月27日付け当課事務連絡でお知らせした
ところ です。

本剤を院外処方とする医療機関においても、事前にラゲブリオ登録センター
への登録が必要となりますので、速やかに御登録いただきますよう貴会員あて
に周知をお願いいたします。

また、外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により対応薬局を
通じて本剤を処方いただくこととしていますが、医療機関において予め一定数
の在庫を希望される場合は、事前に、感染症対策課療養支援係まで御相談いた
だきますよう併せてご周知願います。

なお、関係医療機関等には別添写しのとおり連絡しておりますことを申し添
えます。

- ・診療・検査医療機関(別添)
- ・新型コロナウイルス感染症患者
受入医療機関
- ・帰国者・接触者外来等関係病院
- ・保険適用事務締結医療機関
- ・後方支援病院

滋賀県健康医療福祉部

感染症対策課

調査・検査係 棚田

TEL : 077-528-3584 FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

療養支援係 福島

TEL : 077-528-3619 FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

薬務課

薬事指導係 太田

TEL : 077-528-3634 FAX : 077-528-4863

E-mail : yakumu@pref.shiga.lg.jp

(写)

事 務 連 絡
令和4年(2022年)1月7日

診療・検査医療機関 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
滋賀県健康医療福祉部薬務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の
医療機関及び薬局への配分について

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについては、令和3年12月27日付け当課事務連絡でお知らせしたところです。

本剤を院外処方とする医療機関においても、事前にラゲブリオ登録センターへの登録が必要となりますので、速やかに御登録いただきますようお願いいたします。

なお、外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により対応薬局を通じて本剤を処方いただくこととしていますが、医療機関において予め一定数の在庫を希望される場合は、事前に、感染症対策課療養支援係まで御相談いただきますようお願いいたします。

また、今後、新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬に関して、厚生労働省から提供される情報や事務取扱の内容等は、下記ホームページに掲載することによりお知らせさせていただきますので御承知ください。

記

滋賀県ホームページ

「滋賀県」⇒「県民の方」⇒「健康・医療・福祉」⇒「薬事・感染症」
⇒「診療・検査医療機関等へのお知らせ」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/315091.html>



滋賀県健康医療福祉部

感染症対策課

調査・検査係 棚田

TEL : 077-528-3584 FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

療養支援係 福島

TEL : 077-528-3619 FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

薬務課

薬事指導係 太田

TEL : 077-528-3634 FAX : 077-528-4863

E-mail : yakumu@pref.shiga.lg.jp

＜ラゲブリオ登録センターへの登録方法＞

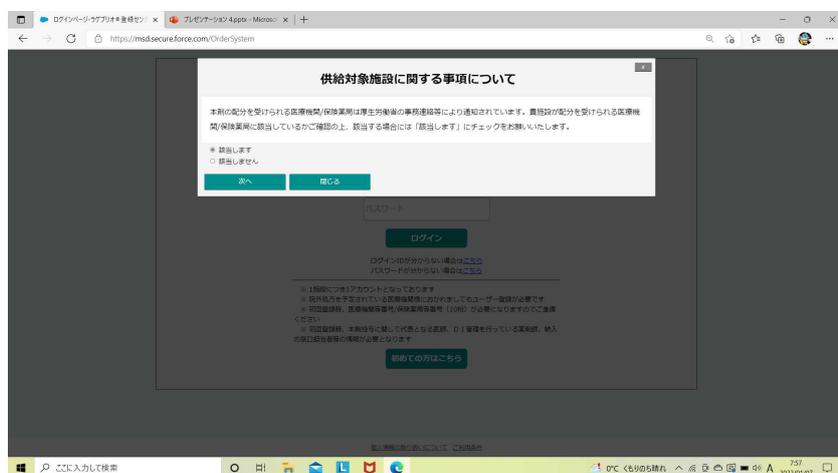
- ① 「MSD Connect (医療関係者向けサイト)」<https://www.msconnect.jp/>にアクセス
- ② 製品情報からラゲブリオを選択
- ③ 「ラゲブリオ登録センターはこちら」をクリック



- ④ ラゲブリオ登録センターの「初めての方はこちら」をクリック



- ⑤ 案内に従って入力
以下の画面が表示されたら「該当します」を選択



事務連絡
令和3年12月24日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の
医療機関及び薬局への配分について

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「ラゲブリオ」という。）については、令和3年12月24日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

今後、製造販売業者（「MSD株式会社」をいう。以下同じ。）からラゲブリオが供給され次第、国内での使用が可能となりますが、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、当面の間、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分することとします。

つきましては、ラゲブリオの配分及び使用について別紙のとおりお知らせしますので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関及び薬局へ周知いただきますようお願いいたします。なお、質疑応答集を別紙中の別添のとおり作成しておりますのでご参照ください。

ラゲブリオの医療機関及び薬局への配分について

- 1 ラゲブリオ（以下「本剤」という。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者が発生した又は発生が見込まれる医療機関及び対応薬局（令和3年11月9日付け事務連絡「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」に基づき都道府県から提出されたリストに掲載された薬局をいう。以下「11月9日事務連絡」という。）（以下総称して「対象機関」という。）からの依頼に基づき、無償で譲渡することとしたものです。この趣旨を踏まえ、必要以上の配分依頼及び在庫の確保及び投与対象者以外への投与は控えていただくようお願いします。
- 2 本剤の効能・効果は「SARS-CoV-2による感染症」であり、添付文書において「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」などとされています。
さらに禁忌として「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」などには投与しないこととされていますので、十分に注意してください（以下参照）。

＜参考：本剤の添付文書（抜粋）＞

2. 禁忌（次の患者には投与しないこと）
 - 2.1 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者
 - 2.2 妊婦又は妊娠している可能性のある女性
4. 効能又は効果
SARS-CoV-2による感染症
5. 効能又は効果に関連する注意
 - 5.1 臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。
 - 5.2 重症度の高いSARS-CoV-2による感染症患者に対する有効性は確立していない。
6. 用法及び用量
通常、18歳以上の患者には、モルヌピラビルとして1回800mgを1日2回、5日間経口投与する。
7. 用法及び用量に関連する注意
SARS-CoV-2による感染症の症状が発現してから速やかに投与を開始すること。臨床試験において、症状発現から6日目以降に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。

添付文書に記載の「重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者」の考え方としては、

①日本感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第11報」（2021年12月24日）の以下の記載

- ・ 61 歳以上
- ・ 活動性の癌（免疫抑制又は高い死亡率を伴わない癌は除く）
- ・ 慢性腎臓病
- ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 肥満（BMI 30kg/m² 以上）
- ・ 重篤な心疾患（心不全、冠動脈疾患又は心筋症）
- ・ 糖尿病
- ・ ダウン症
- ・ 脳神経疾患（多発性硬化症、ハンチントン病、重症筋無力症等）
- ・ コントロール不良の HIV 感染症及び AIDS#
- ・ 肝硬変等の重度の肝臓疾患
- ・ 臓器移植、骨髄移植、幹細胞移植後

ここでのAIDSは免疫抑制された病態（CD4リンパ球数が200/mm³以下、HIV RNA量が100,000 copies/mm³以上等）を指す。

②承認審査における評価資料となった国際共同第Ⅱ/Ⅲ相試験（MOVE-OUT(002)試験）の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」（令和3年11月2日）、既に承認を受けている英国で、臨床試験（PANORAMIC試験）の組み入れ基準において例示されている重症化リスク因子（下表）

が想定されます。

これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与対象になり得ると考えられますので、投与に当たって参考にしてください。

MOVE-OUT(002)試験の組み入れ基準における重症化リスク因子	「診療の手引き」（第6.0版）における重症化リスク因子 ※妊婦への投与は禁忌のため除く	英国でのPANORAMIC試験の組み入れ基準における重症化リスク因子
・ 61 歳以上	・ 65 歳以上の高齢者	・ 慢性呼吸器疾患（慢性閉塞

<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動性のがん（免疫抑制又は高い死亡率を伴わないがんは除く） ・ 慢性腎臓病 ・ 慢性閉塞性肺疾患 ・ 肥満(BMI 30 kg/m² 以上) ・ 重篤な心疾患（心不全、冠動脈疾患又は心筋症） ・ 糖尿病 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪性腫瘍 ・ 慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・ 慢性腎臓病 ・ 2型糖尿病 ・ 高血圧 ・ 脂質異常症 ・ 肥満(BMI 30 以上) ・ 喫煙 ・ 固形臓器移植後の免疫不全 	<p>性肺疾患（COPD）、嚢胞性線維症、喘息を含み、少なくとも毎日予防薬や緩和薬を使用する必要がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性的な心臓または血管の病気 ・ 慢性腎臓病 ・ 慢性的な肝疾患 ・ 慢性神経疾患（認知症、脳卒中、てんかんを含む） ・ 重度の学習障害 ・ ダウン症 ・ 糖尿病（I型またはII型） ・ 免疫抑制：一次性（例：遺伝子変異による遺伝性免疫疾患、通常は出生時に発症し小児期に診断される）または疾患や治療による二次性（例：鎌状赤血球、HIV、癌、化学療法） ・ 固形臓器、骨髄、幹細胞の移植後 ・ 病的な肥満（BMI>35） ・ 重度の精神疾患 ・ ケアホーム居住者 ・ 臨床医または看護師が臨床的に脆弱と判断した場合
---	---	---

3 本剤の配分を希望する対象機関は、厚生労働省が、本剤の供給を委託した製造販売業者が開設する「ラゲブリオ登録センター」に登録し、同センターを通じ、配分依頼を行っていただくこととなります。具体的な登録方法・製品発注方法については、製造販売業者からの案内又はホームページ「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」（<https://www.msconnect.jp/>）をご確認いただくか、ラゲブリオ登録センター専用ダイヤル（0120-682-019）にお問い合わせください。

なお、薬局の場合、11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリストアップした対応薬局のみが「ラゲブリオ登録センター」に登録可能となりますので、新たに配分

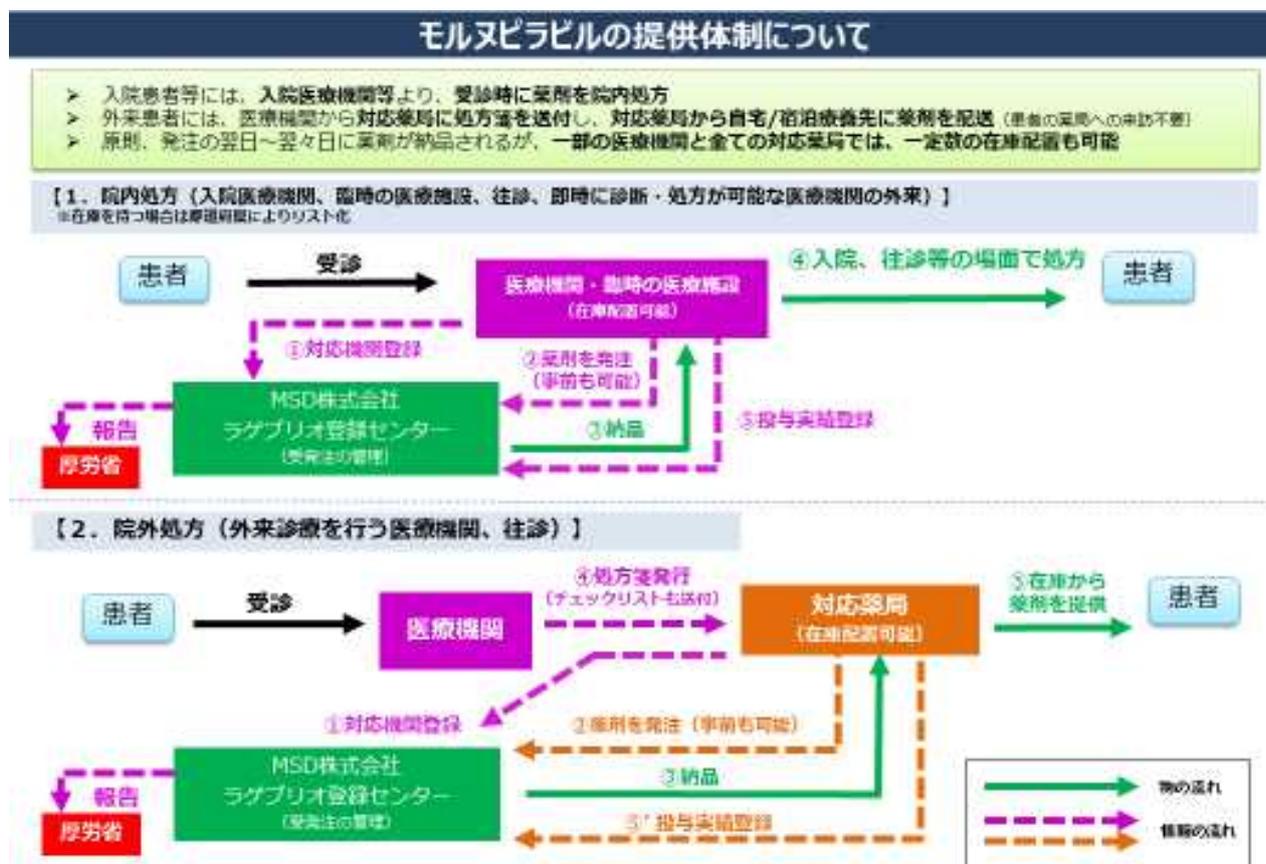
を希望される薬局は、まずは都道府県にご相談ください。

- 4 本剤の所有権については、厚生労働省に帰属し、ラゲブリオ登録センターを通じて対象機関に配分され、投与対象者へ使用される時点で、対象機関に無償譲渡されることとなります。対象機関への譲渡に当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成25年厚生労働省令第60号）に基づく手続きを行っていただく必要がありますが、当面の間は、ラゲブリオ登録センターへの配分依頼をもって、同手続きに代えることとしています。
- 5 本剤は、1ボトル当たり40カプセル（1日2回4カプセルずつ内服、5日分）の薬剤が封入されています。薬剤は室温保存で有効期間は24か月です。各ボトルについて、適切に管理いただくようご協力をお願いします。
- 6 本剤を患者に提供する方法として、医療機関において、入院患者に使用する、往診で使用する、（即時に診断・処方が可能な医療機関の外来において）外来患者に使用する場合や医療機関の外来で処方し帰宅後の患者に対応薬局から配送する場合などが想定されます。いずれの場合においても、対象機関は事前にラゲブリオ登録センターへの登録が必要になります。本剤を処方する医療機関においては、投与後に定期的なフォローアップをするようお願いすることとしております。他方、製造販売業者においても承認後一定期間の投与症例を含め一定数の症例の調査を行うこととなっています。医療機関において当該製造販売業者による調査に協力するよう、周知方をお願いします。なお、上記の登録センターへの登録の際には、当該ご協力について確認させていただくこととなっています。

本剤の配分は、投与予定の患者がいる場合にラゲブリオ登録センターに発注することを基本としていますが、一定の要件を満たし、都道府県が選定した医療機関については、一定数の在庫配置も可能とします（別添の質疑応答集（Q&A）のQ2参照）。なお、外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により対応薬局を通じて本剤を処方いただくようお願いします。

11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリスト化した対応薬局においても、処方予定の患者がいる場合のほか、一定数の在庫配置も可能とします。なお、対応薬局が患者宅等に本剤を配送する際には、薬局における薬剤交付支援事業を活用していただくことが可能です（別添の質疑応答集（Q&A）のQ15参照）。

各対象機関における具体的な流れについては、以下をご参照ください。



【1. 院内処方（入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来）】

医療機関において、本剤を院内処方として直接患者に提供する。

- ①あらかじめ、医療機関がラゲブリオ登録センターへの対応機関登録を行う。
- ②投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、発生した患者の分の本剤をラゲブリオ登録センターで発注し、配分を受ける。また、都道府県が選定した医療機関においては、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておくことも可能。
- ③配送に協力する医薬品卸から医療機関に本剤が納品される（原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く））。
- ④入院、往診、即時に診断・処方が可能な外来の場面で処方。
- ⑤医療機関が、ラゲブリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力する。

⑥以降、必要に応じて②～⑤を適宜行う。

【2. 院外処方（外来診療を行う医療機関、往診）】

医療機関の院外処方に基づき、対応薬局から本剤を患者の居宅や療養先に提供する。

- ①あらかじめ、薬局がラゲブリオ登録センターへの対応機関登録を行う。
- ②対応薬局は、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておく。
- ③配送に協力する配送業者から対応薬局に本剤が納品される（原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く））。
- ④投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、処方箋とともに適格性情報や同意書取得等についてのチェックリスト（様式参照）を患者が希望する対応薬局（※）にファクシミリ等で送付する。このとき、処方箋送付先の対応薬局には事前に電話等で一報することが望ましい。（開局時間外の場合は確実に電話等で一報すること）。処方箋原本とチェックリスト原本は、ファクシミリ等で送付した薬局に送付する。

※医療機関は、地域の在庫を保持する対応薬局のリストを患者に示すことにより、患者が希望する対応薬局を確認する。投与対象となりうる患者が受診した医療機関が、患者に対し本剤を投与する対応薬局を迅速に紹介できるよう、在庫を保持する対応薬局のリストはMSD株式会社のホームページ「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」（<https://www.msconnect.jp/>）に掲載することとしている。

- ⑤処方箋及びチェックリストを受け取った対応薬局は、必要な調剤、服薬指導等を実施し、チェックリストの内容に基づき、ラゲブリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力し、在庫から本剤の提供を行う。その際、自宅療養や宿泊療養の患者が来所しなくても済むよう、患者の居所に本剤を配送又は持参することを原則とする。
- ⑥以降、必要に応じて②～⑤を適宜行う。

7 本剤の対応薬局間譲渡については、患者に投与するまでは本剤の所有権が国に所属しており、国がその所在を確認できる必要があることから、本剤の流通を委託している製造販売業者において対応が可能となった時点で改めてお知らせします。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」に関する質疑応答集(Q&A)について

目次

Q.1 「ラゲブリオ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。	9
Q.2 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、医療機関における在庫は認められるのか。	9
Q.3 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、薬局における在庫は認められるのか。	9
Q.4 「ラゲブリオ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で本剤が配布されるのか。	10
Q.5 添付文書に「SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。」とあるが、重症化リスク因子を有する者とはどのような患者か。	10
Q.6 「ラゲブリオ」は国から無償譲渡されるとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。	10
Q.7 17歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。	11
Q.8 本剤の処方における注意点はなにか。	11
Q.9 本剤は変異株に対して有効なのか。	11
Q.10 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医療機関から処方箋を受け取って薬局に直接訪問してもよいのか。	11
Q.11 医療機関から処方箋を受け取った薬局が、ラゲブリオ登録センターに使用実績報告を入力する際に、適格性情報の確認はどのように行うのか。	11
Q.12 配布を受ける医療機関及び薬局側に、費用負担は発生するのか。	12
Q.13 本剤を処方する場合は公費負担の対象となるのか。	12
Q.14 抗原定量検査陽性例でも、PCR検査を実施せずに、本剤を処方することができるのか。	12
Q.15 電話や情報通信機器による服薬指導を行い、患者宅等に薬局から薬剤を配送するにあたっての支援はあるのか。	12
Q.16 本剤の配分に関して、11月9日事務連絡においてリストアップした「供給の役割を担う薬局」は特別な対応を行う必要があるのか。	13

【「ラゲブリオ」について】

Q.1 「ラゲブリオ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。

本剤は、令和3年12月24日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されましたが、現状、安定的な供給が難しい状況です。

本剤による治療を必要としている患者に、公平に配分する必要があるため、供給が安定するまでの間、国において本剤を買上げて、本剤による治療を行う医療機関及び対応薬局（以下総称して「対象機関」という。）に無償で提供することとしています。

【「ラゲブリオ」の配分関係】

Q.2 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、医療機関における在庫は認められるのか。

集中して患者を受け入れ、ただちに本剤を投与する必要がある患者が発生した場合に確実に対応できるよう、都道府県が選定した医療機関に対し、予め一定数の在庫の配置を認めます。

医療機関への在庫の配分は、原則として、都道府県が作成するリストへの掲載に協力いただけることを前提に行うこととします。入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方可能な医療機関の外来等において、院内処方として本剤を患者に直接提供する必要がある医療機関が、リストの掲載対象となります。なお、これは、医療機関が在庫の確保を希望する場合に限った取扱いであり、現に本剤による治療を必要としている患者のために、医療機関に本剤を配分することを妨げるものではありません。

投与対象となりうる患者が受診する可能性のある診療・検査医療機関において、患者に対し本剤を処方する医療機関を迅速に紹介できるよう、都道府県においては、当該医療機関のリストを作成し、管内の診療・検査医療機関に共有いただくようお願いします。なお、リストの共有の範囲について、地域の実情に応じ、医療圏ごととするなどの対応を行うことは差し支えありません。

また、本剤の供給量に限りもあることから、新型コロナウイルス感染症患者の治療に備えた過度な在庫や、必要以上の配分依頼は控えていただくよう配慮の程よろしく願いいたします。

Q.3 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、薬局における在庫は認められるのか。

ただちに本剤を投与する必要がある患者が発生した場合に確実に対応できるよう、11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリストアップした対応薬局（以下、対応薬局という。）に対し、予め一定数の在庫の配置を認めています。

本剤の供給量に限りもあることから、新型コロナウイルス感染症患者への提供に備えた過度な在庫や、必要以上の配分依頼は控えていただくよう配慮の程よろしく願いいたします。

Q.4 「ラゲブリオ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で本剤が配布されるのか。

「ラゲブリオ登録センター」では、各対象機関からの配分依頼を、日曜祝日を除く各日15時時点で取りまとめることとしています。各日15時までに取りまとめられた配分依頼については、地域等により多少の差異がありますが、原則1～2日程度(日曜祝日を除く)で配送されます。

なお、令和3年12月28日から令和4年1月3日までについては、各対象機関からの配分依頼を、12月30日、1月1日、1月2日を除く各日15時時点で取りまとめることとしています。各日15時までに取りまとめられた配分依頼については、地域等により多少の差異がありますが、原則1～2日程度(12月30日、1月1日、1月2日を除く)で配送されます。

【投与対象関係】

Q.5 添付文書に「SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。」とあるが、重症化リスク因子を有する者とはどのような患者か。

①日本感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第11報」(2021年12月24日)の記載

②承認審査における評価資料となった国際共同第Ⅱ/Ⅲ相試験(MOVe-OUT(002)試験)の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第6.0版」(令和3年11月2日)、既に承認を受けている英国で、臨床試験(PANORAMIC 試験)の組み入れ基準において例示されている重症化リスク因子

が想定されます。

Q.6 「ラゲブリオ」は国から無償譲渡されるとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。

本剤の国からの無償譲渡については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令(平成25年厚生労働省令第60号)に基づき、医療機関からの承認申請等の手続きが必要となりますが、当面の間は、「ラゲブリオ登録センター」への配分依頼を適切に行っていただくことにより、当該省令に基づく手続きに代えることとしています。

Q.7 17歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。

承認された用法及び用量は以下のとおりであり、17歳以下の小児については対象としておりません。

・用法及び用量

通常、18歳以上の患者には、モルヌピラビルとして1回800mgを1日2回、5日間経口投与する。

Q.8 本剤の処方における注意点はなにか。

以下の患者に対して、本剤は禁忌となります。

(1) 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

(2) 妊婦又は妊娠している可能性のある女性

本剤の処方を行う医療機関におかれては必ず添付文書等を確認し、病状を診察のうえ処方の要否を判断してください。

Q.9 本剤は変異株に対して有効なのか。

製造販売業者によると、in vitroでの検討において、アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株、ラムダ株、ミュー株、オミクロン株に対して、野生株と同程度の抗ウイルス活性が認められていることが確認されています。

【その他】

Q.10 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医療機関から処方箋を受け取って薬局に直接訪問してもよいのか。

感染対策の観点から、患者が薬局を直接訪問することは避けるようにしてください。医療機関において本剤を処方せず、薬局から患者に提供する場合は、医療機関は患者に帰宅を指示したうえで、患者が希望する対応薬局に処方箋と適格性情報等のチェックリストを送付し、処方箋を受け取った対応薬局は患者の自宅に本剤を配送することが望ましいです。

Q.11 医療機関から処方箋を受け取った薬局が、ラゲブリオ登録センターに使用実績報告を入力する際に、適格性情報の確認はどのように行うのか。

医療機関が処方を行う際は、対応薬局に、処方箋とともに適格性情報等のチェックリ

ストがファクシミリ等で送られます。受け取った対応薬局は、チェックリストに記載された適格性情報等の内容を、ラゲブリオ登録センターの指示に従って使用実績報告に入力してください。適格性情報等のチェックリストの内容に疑義がある場合には、処方元の医療機関に確認を行うようにしてください。

Q. 12 配布を受ける医療機関及び薬局側に、費用負担は発生するのか。

当面の間は、本剤を厚生労働省が購入し、投与対象者へ使用される時点で対象機関に無償譲渡されるため、薬剤費を支払う必要はありません。

取り扱いに変更がある場合には、あらためて御連絡します。

なお、本剤は、保険外併用療養費制度において、保険診療との併用が認められています（本剤以外の医療費については、通常どおり保険請求してください）。

Q. 13 本剤を処方する場合は公費負担の対象となるのか。

本剤を入院において処方する場合には、感染症法に基づき公費負担となります。

また、自宅・宿泊療養中の患者に対して、外来において本剤を処方する場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q. 14 抗原定量検査陽性例でも、PCR 検査を実施せずに、本剤を処方することができるのか。

抗原定量検査で SARS-CoV-2 感染が確認された場合は、再度 PCR 検査を行わずとも本剤を処方することが可能です。

Q. 15 電話や情報通信機器による服薬指導を行い、患者宅等に薬局から本剤を配送するにあたっての支援はあるのか。

この場合、「薬局における薬剤交付支援事業」（令和2年4月23日薬生発0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙）による補助対象となります。薬局から患者宅等に本剤を配送する場合の配送料等（配送業者を利用した場合の配送費等）の補助を受けることが可能です。

Q.16 本剤の配分に関して、11月9日事務連絡においてリストアップした「供給の役割を担う薬局」は特別な対応を行う必要があるのか。

現時点では、「供給の役割を担う薬局」と他の対応薬局において、発注可能な量や確保できる在庫量には違いはありませんが、今後、感染状況や経口薬の活用状況等を踏まえて、「供給の役割を担う薬局」を活用する必要性が生じた場合には、改めて御連絡します。

ラゲブリオ[®]カプセル 200mg

処方にあたっての適格性情報チェックリストについて

ラゲブリオ[®]カプセル 200mg（以下、本剤といいます。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者への対応が見込まれる医療機関/保険薬局からの依頼に基づき無償で配分されます。

厚生労働省の要請により本剤の利用実績を把握するため、院外処方の場合には以下のご対応をお願いいたします。

- 保険医療機関における対応
 1. ラゲブリオ[®]カプセル 200mg の処方にあたっての適格性情報チェックリスト（次頁。以下、本書類といいます。）の〈医療機関情報〉と〈適格性情報〉に該当する内容を記入すること。
 2. 当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により本書類情報と処方箋情報の 2 点を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。
 3. 本書類原本と処方箋原本の 2 点をファクシミリ等により送付した薬局に送付すること。

- 保険薬局における対応
 1. 医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、本書類情報が添付されていることを確認すること。その際、〈医療機関情報〉と〈適格性情報〉の入力内容に不備（チェック漏れ等）がないことを併せて確認すること。
 2. 医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 23 条から第 27 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 49 条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。
 3. 調剤等を行った後速やかに（当日中を原則とする）、MSD 株式会社 ラゲブリオ[®]登録センターの依頼に従って、当該患者の適格性情報を同登録センターに登録すること。
 4. 可能な時期に医療機関から本書類原本と処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された本書類情報、処方箋情報とともに保管すること。

(保険医療機関 → 保険薬局)

ラゲブリオ[®]カプセル 200mg

処方にあたっての適格性情報チェックリスト

<医療機関情報>

保険医療機関の 所在地及び名称	
処方医氏名	
電話番号	() -

<適格性情報等>

本剤を処方する当該患者の適格性情報等について、チェックまたは数字をご記入ください※全ての欄に記入またはチェックが入っていることをご確認ください。特に①から④については、必ずチェックが入っていることをご確認ください

処方箋交付年月日	年 月 日
年齢	歳
①SARS-CoV-2 による 感染症	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②禁忌事項	<input type="checkbox"/> 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者ではない <input type="checkbox"/> 妊婦又は妊娠している可能性のある女性ではない
③SARS-CoV-2 による 感染症の重症化リスク因子	<input type="checkbox"/> 「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和3年12月24日付け厚生労働省事務連絡）の別紙中、2の①②に記載の重症化リスク因子を1つ以上有する <input type="checkbox"/> 上記に該当しない
④患者又は代諾者からの 同意取得	<input type="checkbox"/> あり

診療・検査医療機関→保健所 連絡用紙 (案)

記入日:()年()月()日()時()分 医療機関名()

記入者氏名() 電話番号()

氏名(かな)	()		
生年月日	T・S・H・R ()年()月()日 ()歳()月		
電話番号	()携帯電話()所持者[本人・()]		
	()自宅()		
	↑保健所から連絡可能な連絡先に○印 上記以外の場合→()		
現在の症状	<input type="checkbox"/> 発熱()℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻汁 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 嘔気/嘔吐 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 嗅覚異常 <input type="checkbox"/> 味覚異常 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 呼吸苦 <input type="checkbox"/> SpO2 95%以下 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 無症状 <input type="checkbox"/> 未確認		
入院勧告・措置の対象チェックリスト(わかる範囲で該当する下記右枠に☑をご記入ください)			
項目	具体例		
患者背景	年齢	検査(診断)時 65歳以上	<input type="checkbox"/>
	妊婦	妊娠/妊娠の可能性が高い	<input type="checkbox"/>
	高度肥満	BMI 30以上 (体重kg ÷ 身長m ÷ 身長m)	<input type="checkbox"/>
既往歴	呼吸器疾患	慢性閉塞性肺疾患(COPD)・体動時の呼吸困難・慢性の咳や痰・在宅酸素療法等	<input type="checkbox"/> (←該当内容に○)
	臓器等機能低下	慢性腎臓病・糖尿病治療中(自己中断例含む)・心血管疾患・脳卒中 高血圧症治療中(自己中断例含む)・動脈瘤・動脈乖離 等	<input type="checkbox"/> (←該当内容に○)
	免疫機能低下	悪性腫瘍(進行悪性腫瘍で治療中もしくは末期状態のもの) 等	<input type="checkbox"/> (←該当内容に○)
症状が重度又は中等度	・発熱:38℃以上の発熱が続く ・低酸素所見あり:SpO2 95%以下※ ・バイタル不良:呼吸困難、呼吸苦が続く・呼吸が速い(30回/分以上※) 脈が速い(130bpm以上※)・その他重篤感がある ・画像所見:肺炎像認める		<input type="checkbox"/> (←該当内容に○)
右記※の数値は、年齢による差異や測定機器の誤差等もあるので、総合的にご判断ください			
その他医師が入院を必要と認める事由	具体的内容記入 ()		<input type="checkbox"/>



<input type="checkbox"/> チェックリスト1項目以上該当(入院調整等が必要) <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 不明な項目あり		
医師の判断	<input type="checkbox"/> 医療機関へ入院調整(17時以降は翌日対応) <input type="checkbox"/> 緊急に入院させる必要がある <input type="checkbox"/> 宿泊療養施設調整(17時以降は翌日対応)	
中和抗体薬重症化リスク因子(※)チェック欄	<input type="checkbox"/> 55歳以上(ロナプリーブは50歳以上) <input type="checkbox"/> 肥満(BMI 30kg/m2以上) <input type="checkbox"/> 心血管疾患(高血圧を含む) <input type="checkbox"/> 慢性肺疾患(喘息を含む) <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 慢性腎障害(透析患者を含む) <input type="checkbox"/> うっ血性心不全 <input type="checkbox"/> 慢性肝疾患 <input type="checkbox"/> 免疫抑制状態(免疫不全、免疫抑制剤の長期服用、コントロール不良のHIV、AIDS、鎌状赤血球、サラセミアなど) <input type="checkbox"/> その他医師の判断()	<input type="checkbox"/> (←該当内容に☑)

(※)「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」(令和3年7月20日付け厚生労働省事務連絡)別紙1中2および別紙2中2を参照。

コロナ経口抗ウイルス薬 記載欄 ※ チェックいただく項目については、各保健所と調整中です。

・この用紙は診療・検査医療機関における検査において陽性が判明した場合、入院調整等に活用いたします。
 ・診療・検査医療機関における検査において陽性が判明した場合、発生届と併せて保健所にご提出ください。
 ・診療医療機関と検査医療機関が異なる場合、原則として診療医療機関(主治医)にてご記入ください。
 ・記入内容や入院の判断に関して不明な点等がございましたら下記管轄保健所へご連絡ください。
 連絡先 ○○保健所 電話番号: ○○○-○○○-○○○○

PCR等検査無料化事業における「検査無料対象者」フロー

ない

発熱や咳などの症状はありますか？

ある

ワクチンは2回接種済みですか？

未接種

接種済み

お近くの医療機関に連絡してください。

利用する

「ワクチン・検査パッケージ制度」、
「民間の自主的な取組」などを
利用しますか？

利用しない

ワクチン未接種の理由

基礎疾患など、健康上の理由があるため

12歳未満であるため

その他
(自らの意思など)

感染に不安がありますか？

はい

いいえ

滋賀県内に在住ですか？

はい

いいえ

無料

有料

無料

有料

ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 (R3.12.28~)

一般検査事業 (R3.12.29~R4.1.31)

「民間の自主的な取組」・・・民間事業者が陰性の検査結果等を提示した方に対し割引や追加的なサービスを提供する等の自主的な取組

滋賀県PCR等検査無料化事業登録事業者募集要領

赤字部分修正 (1/11～)

1 目的

滋賀県は、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない者に対して、PCR等検査の受検を浸透させること、および感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、感染に不安を感じる無症状者が検査を受けられる環境を整備していくことを目的として、無料検査を実施する事業者（以下「登録事業者」という。）を募集する。

2 PCR等検査無料化事業の概要

(1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

次に掲げる無症状の者を対象として、感染拡大の傾向が見られる場合に活用する「ワクチン・検査パッケージ制度」（※）および民間にて自主的に行うワクチン接種歴または検査陰性の確認のために必要な検査を無料とする。

※「ワクチン・検査パッケージ制度」

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

①対象者

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子ども

②実施期間

登録事業者の準備が整った日～令和4年3月31日

（令和4年4月1日以降、検査に係る費用は検査受検者が負担する。）

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、検査の受検を要請し、要請に応じる住民に対して実施する検査を無料とする。

①対象者

- ・感染不安を感じる県民
（滋賀県の住民たる者。ワクチン接種済・未接種を問わない。）

②実施期間

- ・感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

※令和3年12月29日～令和4年1月31日 実施中（感染状況により、延長の場合あり）

3 検査のながれ

①対象者から検査申込

- ・申込書（実施要領別添4）の記入、身分証明書等の提示
- ・原則として予約不要

②登録事業者における検査

以下のア i、ア ii、イ i、イ ii いずれかの方法により検査を実施

ア PCR検査等（PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査および抗原定量検査。以下同じ。）

- i 検体（唾液に限る。）を本人が採取する際に立ち会い、検査機関等で検査【医療機関、衛生検査所等、薬局またはワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者】
- ii 登録事業者が自ら検体（鼻咽頭ぬぐい液および唾液に限る。）を採取し、検査を実施【医療機関に限る。】

イ 抗原定性検査

- i 検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取し、検査を行う際に立ち会い、検体の検査結果の読み取り等を実施【医療機関、衛生検査所等、薬局またはワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者】
- ii 登録事業者が自ら検体（鼻咽頭ぬぐい液および鼻腔ぬぐい液に限る。）を採取し、検査を実施【医療機関に限る。】

上記アの方法により検査を実施する場合には、「PCR検査等の実施に係る留意事項」（実施要領別添1）、上記イの方法により検査を実施する場合には、「抗原定性検査の実施に係る留意事項」（実施要領別添2）、またオンライン、郵送、ドライブスルーで検査を実施する場合には、「オンライン、郵送、ドライブスルーでの検査実施時の留意事項」（実施要領別添3）に留意して実施すること。

③検査結果の通知

- ・登録事業者が結果通知書（実施要領別添5）を作成し、検査受検者に発行（上記ア i の場合は、検査機関に対して、結果通知書を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を登録事業者に通知するよう求めること。）

④検査結果の活用

（有効期限）

- ・PCR検査等検体採取日＋3日
- ・抗原定性検査検体採取日＋1日

4 支援対象事業および支援上限額内容

	内容	補助率	補助上限額
(1)	検査体制の整備に係る費用※	10/10	検査場所1か所あたり 1,300,000円（税込） ただし、予算の範囲内（申請事業者多数等、事業実施の状況次第では、事業所当たりの上限額を変更する場合がある。）

(2)	検査および結果通知発行にかかる費用 ①PCR検査等	10/10	検査1回あたり①+②の額 ①-1：薬局等の場合 検査費用原価（検査キット代、検査費用、送料等） 上限8,500円（税込） ①-2：医療機関の場合 検査費用原価（検査キット代、検査費用、送料等） 上限7,000円（税込） ②各種経費 一律3,000円（税込） ただし、登録事業者が医療機関の場合であっても、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価（検査キット代・検査費用・送料等）の上限は8,500円（税込）とする。
	②抗原定性検査	10/10	検査1回あたり①+②の額 ①検査費用原価（キットの代金） 上限3,000円（税込） ②各種経費 一律3,000円（税込） ただし、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価（検査キット代）の上限は3,500円（税込）とする。

※検査体制の整備にかかる費用

①検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所の確保に要する費用

- ・検査受検者の検体の採取に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
- ・同時に検体採取を実施する検査受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さの確保や、検査受検者のプライバシーにも配慮すること。
- ・十分な照明を確保するとともに、換気を適切に行うこと。

②補助対象外経費 用地の取得費、本事業の実施に関連しない費用

5 申請方法

(1) 申請期間 令和3年12月23日（木）～令和4年1月21日（金）必着

※申請状況により、申請期日を早める場合もあります。

(2) 提出書類

- ①滋賀県PCR等検査無料化事業登録申請書（交付要綱様式第1）
- ②実施計画書（交付要綱様式第1別紙実施計画書）
- ③検査を実施する場所の図面
（実施場所ごとに異なる場合は、実施場所ごとに作成）

(3) 提出先

郵送またはメールにより提出すること。

郵送先：〒525-0032 草津市大路2丁目 サンサンビル3階
滋賀県PCR検査等無料化事業事務局

メール：info@shiga-muryoupcr.jp

※応募に要する一切の費用は応募者の負担とします。

※1/11（火）より提出先を上記事務局に変更しています。

(4) 事業の登録

県は、申請事業者から提出のあった書類の内容を審査の上、適当と認められる場合には、登録し、申請事業者に対し、登録通知を送付する。

(5) 留意事項

- ・申請事業者多数の場合は、検査実施の件数や地域性を考慮し、県で調整することがある。
- ・申請事業者が少数の場合やイベント等の会場で臨時に実施する場合については、申請期限後も、適宜申込みを受け付ける。

6 スケジュール

12月23日（木）申請開始

12月24日（金）以降 登録事業者の登録

（県からの登録完了通知後、登録事業者において検査実施場所の整備）

（登録事業者の準備が整い次第、無料検査の受付開始）

（登録事業者は、順次県ホームページで公開予定）

1月21日（金）申請期限

7 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付要綱、滋賀県PCR等検査無料化事業実施要領、その他県の定める事項を確認すること。
- (2) 登録事業者は、週ごとに前回の報告以降の検査実績（事業の実施数およびそのうち陽性結果が判明した者の数を記録し、その記録の内容を週次報告書（交付要綱様式第4）にて県に報告すること。
- (3) 登録後に、事業内容の変更または中止をする場合には、事前に滋賀県PCR等検査無料化事業変更登録申請書（交付要綱様式第2）または滋賀県PCR等検査無料化事業中止届出書（交付要綱様式第3）にて県に報告すること。
- (4) 登録事業者は、事業完了後に、滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱様式第5）およびその他関係書類を提出すること。その後、県は実績

確認等の審査を経て、登録事業者の指定金融機関へ振り込む。（希望する場合は、月単位での実績確認・振り込みも可能。）

- (5) 法令や交付要綱等に違反する等した場合、登録や交付決定等の一部または全部を取り消すとともに、補助金の返還等を求める場合がある。

8 問い合わせ

- (1) この募集要項にかかる質問は、下記問い合わせ先まで電話、メールまたはFAXで行うこと。メールまたはFAXで行う場合には、「質問票」（募集要領別紙）に記載のうえ、下記問い合わせ先まで送付すること。
- (2) 質問の受付は、令和4年1月21日（金）12時（必着）までとする。
- (3) メールまたはFAXによる回答内容については、質問者に書面で回答する。なお、必要に応じて、県ホームページに掲載する場合がある。（企業名などを除く。）

【問い合わせ先】

滋賀県PCR検査等無料化事業事務局

（営業時間：9時～18時（日・祝祭日除く））

メール：info@shiga-muryoupcr.jp

TEL：080-5772-3561, 3562, 3563（固定回線が開設され次第、固定電話に変更）

FAX：077-569-6202

※メールやFAXを送る場合は、題名に「検査無料化支援事業（問合せ）」と記載願います。



文字サイズ 小 標準 大

🔊 文字・音声サポート 🌐 Language

県民の方

▼

事業者の方

▼

県外の方

Mother Lake 琵琶湖

県政情報

▼

⚠️ 防災・災害情報

滋賀県 > 県民の方 > 防災・危機管理 > 防災総合
 滋賀県 > 県政情報 > 広報 > 県政eしんぶん > 募集

滋賀県PCR等検査無料化事業の検査実施事業者を募集します！

2022年1月11日

[Tweet](#)

滋賀県は、PCR等検査無料化事業を実施するにあたり、無症状者が検査を受けられる環境を整備していくことを目的として、PCR検査等および抗原定性検査を実施する事業者を募集します。

事業概要

本事業の補助対象となる事業については、次のとおりです。

ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

【内容】

次に掲げる無症状者の方を対象として、緊急事態宣言など感染拡大期に活用する「ワクチン・検査パッケージ制度」および感染状況に関わらず民間事業者が陰性の検査結果等を提示した方に対し割引や追加的なサービスを提供する等の自主的な取組を利用される際に必要な検査

【対象者】

1. 基礎疾患、副反応の懸念などの健康上の理由により、ワクチン接種を受けられない方
2. 12歳未満の子ども

【実施期間】

検査実施事業者の準備が整った日～令和4年3月31日

感染拡大傾向時の一般検査事業

【内容】

次に掲げる無症状者の方が、感染拡大の傾向が見られる場合に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき知事が行う検査受検要請に応じて受検する検査

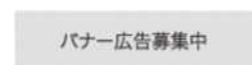
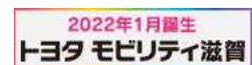
【対象者】

感染不安を感じる県民（滋賀県在住者。ワクチン接種、未接種者を問わない。）

🔍 防災・危機管理

- [防災総合](#)
- [消防・救急](#)
- [地震防災](#)
- [危機管理・国民保護](#)
- [原子力防災](#)
- [産業保安](#)
- [防災航空隊](#)

📢 バナー広告



【実施期間】

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

(※令和3年12月29日～令和4年1月31日実施中(感染状況により、延長の場合あり))

検査のながれ

1.対象者からの検査申込

- 申込書（実施要領別添4）の記入、身分証明書等の提示
- 原則として予約不要

2.登録事業者における検査

以下のア1、ア2、イ1、イ2いずれかの方法により検査を実施

アPCR検査等（PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査および抗原定量検査。以下同じ。）

1検体（唾液に限る。）を本人が採取する際に立ち会い、検査機関等で検査【医療機関、衛生検査所等、薬局またはワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者】

2登録事業者が自ら検体（鼻咽頭ぬぐい液および唾液に限る。）を採取し、検査を実施【医療機関に限る。】

イ抗原定性検査

1検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取し、検査を行う際に立ち会い、検体の検査結果の読み取り等を実施【医療機関、衛生検査所等、薬局またはワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者】

2登録事業者が自ら検体（鼻咽頭ぬぐい液および鼻腔ぬぐい液に限る。）を採取し、検査を実施【医療機関に限る。】

上記アの方法により検査を実施する場合には、「PCR検査等の実施に係る留意事項」（実施要領別添1）、上記イの方法により検査を実施する場合には、「抗原定性検査の実施に係る留意事項」（実施要領別添2）、またオンライン、郵送、ドライブスルーで検査を実施する場合には、「オンライン、郵送、ドライブスルーでの検査実施時の留意事項」（実施要領別添3）に留意して実施すること。

3.検査結果の通知

- 登録事業者が結果通知書（実施要領別添5）を作成し、検査受検者に発行

（上記ア1の場合は、検査機関に対して、結果通知書を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を登録事業者に通知するよう求めること。）

4.検査結果の活用

(有効期限)

- PCR検査等検体採取日+3日
- 抗原定性検査検体採取日+1日

募集対象事業者

医療機関、薬局、衛生検査所等

※詳細は実施要綱、募集要領等をご確認ください。

対象経費等

補助金の対象経費等は次のとおりです。

対象支援事業および支援上限額内容

	補助内容	補助率	補助上限額
(1)	検査体制の整備に係る費用(※)	10/10	検査場所1か所あたり1,300,000円とする。※ただし、予算の範囲内(申請事業者多数等、事業実施の状況次第では、事業所当たりの上限額を変更する場合がある。)
(2-1)	検査および結果通知発行にかかる費用(PCR検査等)	10/10	検査1回あたり1+2の額[1-(1):薬局等の場合・検査費用原価(検査キット代、検査費用、送料等)、1-(2):医療機関の場合・検査費用原価(検査キット代、検査費用、送料等)上限7,000円(税込)][2各種経費・一律3,000円(税込)] ※ただし、登録事業者が医療機関の場合であっても、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価(検査キット代・検査費用・送料等)の上限は8,500円(税込)とする。
(2-2)	検査および結果通知発行にかかる費用(抗原定性検査)	10/10	検査1回あたり1+2の額[1検査費用原価(キットの代金)上限3,000円(税込)][2各種経費・一律3,000円(税込)] ※ただし、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価(検査キット代)の上限は3,500円(税込)とする。

※検査体制の整備に係る費用

- 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所の確保に要する費用
 - 検査受検者の検体の採取に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
 - 同時に検体採取を実施する検査受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さの確保や、検査受検者のプライバシーにも配慮すること。
 - 十分な照明を確保するとともに、換気を適切に行うこと。
- 補助対象外経費(用地の取得費、本事業の実施に関連しない費用)

申請方法

(1) 申請期間

令和3年12月23日(木)～令和4年1月21日(金) 必着

※申請状況により、申請期日を早める場合もあります。

(2) 提出書類

- 滋賀県PCR等検査無料化事業登録申請書(交付要綱様式第1)
- 実施計画書(交付要綱様式第1別紙実施計画書)
- 検査を実施する場所の図面

(実施場所ごとに異なる場合は、実施場所ごとに作成)

(3) 提出先

郵送またはメールにより提出

郵送先: 〒525-0032草津市大路2丁目サンサンビル3階

滋賀県PCR検査等無料化事業事務局

メール: info@shiga-muryoupcr.jp

※応募に要する一切の費用は応募者の負担とします。

※1/11（火）より提出先を上記事務局に変更しています。

(4) 事業の登録

県は、申請事業者から提出のあった書類の内容を審査の上、適当と認められる場合には、登録し、申請事業者に対し、登録通知を送付する。

(5) 留意事項

- 申請事業者多数の場合は、検査実施の件数や地域性を考慮し、県で調整することがある。
- 申請事業者が少数の場合は、申請期限後も、適宜申込みを受け付ける。

申請書類・実施要領等**申請書類（交付要綱）**

- [交付要綱（PDF:259 KB）](#)
- [交付要綱（様式第1登録申請書）](#)（Word2007～:47 KB）
- [交付要綱（様式第1別紙実施計画書）](#)（Excel2007～:36 KB）
- [交付要綱（様式第1別紙実施計画書）（記載例）](#)（PDF:164 KB）
- [交付要綱（様式第2変更登録申請書）](#)（Word2007～:48 KB）
- [交付要綱（様式第3中止届出書）](#)（Word2007～:46 KB）
- [交付要綱（様式第4週次報告書）](#)（Word2007～:47 KB）
- [交付要綱（様式第5申請書兼実績報告書）](#)（Word2007～:44 KB）
- [交付要綱（様式第5別紙口座振替依頼書）](#)（Excel2007～:37 KB）
- [交付要綱（様式第6仕入控除税額返還報告書）](#)（Word2007～:46 KB）
- [交付要綱（様式第7財産処分承認申請書）](#)（Word2007～:46 KB）

実施要領

- [実施要領（PDF:144 KB）](#)
- [実施要領（別添1PCR検査等留意事項）](#)（PDF:178 KB）
- [実施要領（別添2抗原定性検査留意事項）](#)（PDF:215 KB）
- [実施要領（別添2-別紙1承認済みキット一覧）](#)（PDF:688 KB）
- [実施要領（別添2-別紙2確認書）](#)（Word2007～:20 KB）
- [実施要領（別添3オンライン・郵送・ドライブスルー留意事項）](#)（PDF:100 KB）
- [実施要領（別添4申込書）](#)（Word2007～:21 KB）
- [実施要領（別添5検査結果通知書）](#)（Word2007～:33 KB）

※募集要領は、ページ下部に掲載しております。

スケジュール

12月23日（木）申請開始

12月24日（金）以降、登録事業者の登録

- 県からの登録完了通知後、登録事業者において検査実施場所の整備
- 登録事業者の準備が整い次第、無料検査の受付開始
- 登録事業者は、順次県ホームページで公開

1月21日（金）申請期限

その他

1. 事業の実施に当たっては、滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付要綱、滋賀県PCR等検査無料化事業実施要領、その他県の定める事項を確認すること。
2. 登録事業者は、週ごとに前回の報告以降の検査実績（事業の実施数およびそのうち陽性結果が判明した者の数を記録し、その記録の内容を週次報告書（交付要綱様式第4）にて県に報告すること
3. 登録後に、事業内容の変更または中止をする場合には、事前に滋賀県PCR等検査無料化事業変更登録申請書（交付要綱様式第2）または滋賀県PCR等検査無料化事業中止届出書（交付要綱様式第3）にて県に報告すること。
4. 登録事業者は、事業完了後に、滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱様式第5）およびその他関係書類を提出すること。その後、県は実績確認等の審査を経て、登録事業者の指定金融機関へ振り込む。（希望する場合は、月単位での実績確認・振り込みも可能。）
5. 法令や交付要綱等に違反する等した場合、登録や交付決定等の一部または全部を取り消すとともに、補助金の返還等を求める場合がある。

問い合わせ

1. この募集要項にかかる質問は、下記問い合わせ先まで電話、メールまたはFAXで行うこと。メールまたはFAXで行う場合には、「質問票」（募集要領別紙）に記載のうえ、下記問い合わせ先まで送付すること。
2. 質問の受付は、令和4年1月21日（金）12時（必着）までとする。
3. メールまたはFAXによる回答内容については、質問者に書面で回答する。なお、必要に応じて、県ホームページに掲載する場合がある。（企業名などを除く。）

【問い合わせ先】

滋賀県PCR検査等無料化事業事務局

（営業時間：9時～18時（日・祝祭日除く））

メール: info@shiga-muryoupcr.jp

TEL: 080-5772-3561, 3562, 3563（固定回線が開設され次第、固定電話に変更）

FAX: 077-569-6202

※メールやFAXを送る場合は、題名に「検査無料化支援事業（問合せ）」と記載願います。

-  [募集要領（令和4年1月11日現在）](#) (PDF: 206 KB)
-  [【募集要領別紙】質問票（令和4年1月11日現在）](#) (Word2007～: 17 KB)

なお、よくあるお問い合わせについては、下記をご参照ください。



[よくあるお問い合わせQ&A \(登録事業者向け\) \(令和4年1月5日現在\) \(PDF:641 KB\)](#)

検査実施事業者について

県内で現在検査を実施している事業者については、下記のページよりご確認ください！（令和3年12月28日～）

[【対象の方限定】PCR検査・抗原定性検査を無料で受検できます！](#)

滋賀県PCR等検査無料化事業事務局(営業時間:午前9時～午後6時(日・祝祭日除く))

電話番号 : 080-5772-3561,3562,3563

FAX番号 : 077-569-6202

メールアドレス : info@shiga-muryoupcr.jp



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

[>著作権・リンクについて](#) [>サイトマップ](#) [>サイトポリシー](#) [>ウェブアクセシビリティの方針](#)



滋賀県庁 [> 県庁アクセスマップ・フロアマップ](#)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3993 (代表)

開庁時間：月曜日～金曜日8:30～17:15

土曜・休日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁しておりません。



©Shiga Prefectural Government. All Rights Reserved.


文字サイズ 小 **標準** 大
🔊 文字・音声サポート
🌐 Language

県民の方 ▼
事業者の方 ▼
県外の方
Mother Lake 琵琶湖
県政情報 ▼
⚠️ 防災・災害情報

[滋賀県](#) > [県民の方](#) > [防災・危機管理](#) > [防災総合](#)
[滋賀県](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん](#) > [お知らせ](#)

【無症状の方限定】PCR検査・抗原定性検査の受検について

2022年1月11日

[Tweet](#)

お知らせ (令和4年1月8日更新)

現在、無料のPCR検査・抗原定性検査について、多くの検査会場にて検査キットの在庫が切れた状態が発生しています。
連休明け(1月11日(火))には新たなキットが確保できるよう各店舗で努力いただいているところです。
ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

オミクロン株の市中感染が近隣府県において発生している状況を踏まえ、特措法第24条第9項に基づく知事による受検要請を行いました。

【要請期間:令和3年12月29日(水)～令和4年1月31日(月) (※)】

(※) 要請期間は、今後の感染状況に応じ変更となる可能性があります。

令和3年12月29日(水)より、感染に不安を感じる県内在住の方は無症状であれば検査を無料で受検いただくことができます。

よくあるお問い合わせQ&A


[よくあるお問い合わせQ&A \(県民のみなさま向け\) \(令和4年1月4日時点\) \(PDF:739 KB\)](#)

検査実施事業者について


[県内で無料検査を実施する検査実施事業者一覧 \(令和4年1月8日17時現在\) \(PDF:177 KB\)](#)

※各検査実施事業者の検査対応時間、検査の方法等を事前によくご確認ください。

防災・危機管理

- [防災総合](#)
- [消防・救急](#)
- [地震防災](#)
- [危機管理・国民保護](#)
- [原子力防災](#)
- [産業保安](#)
- [防災航空隊](#)

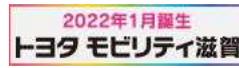
バナー広告















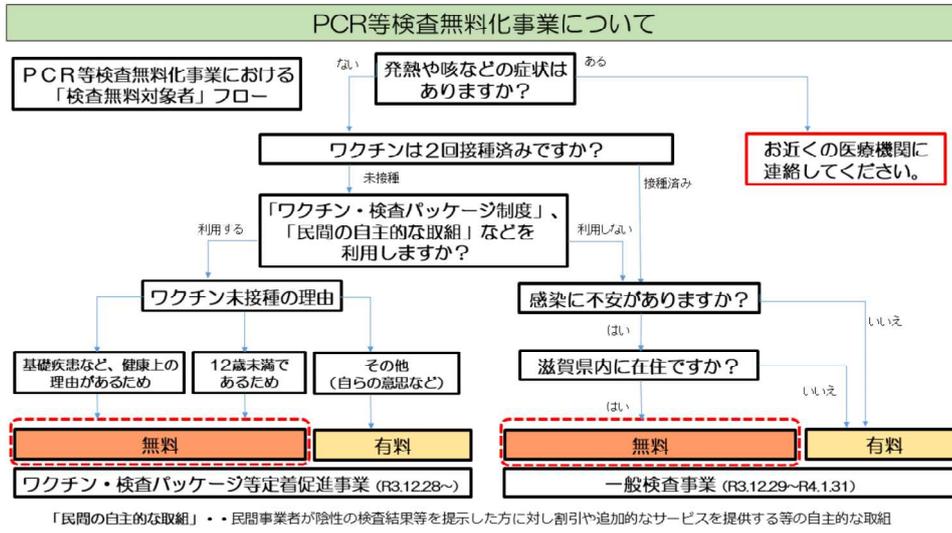






※検査の結果が陽性であった場合、速やかにお近くの医療機関に電話等でご連絡の上、受診してください。また、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けてください。

※検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、引き続き感染予防対策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底してください。



検査の流れ

(1) 申し込み

- 検査会場にて申込書を記入
- 身分証明書の提示（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）

(2) 検査

PCR検査または抗原定性検査

(検査の方法は実施事業者によって異なります。検査実施事業者一覧からご確認ください。)

(3) 通知

検査結果通知書が発行されます。

【検査結果通知書の有効期限】

- 【PCR検査】検体採取日+3日（※PCR検査の場合はその場で発行されない場合があります。）
- 【抗原定性検査】検体採取日+1日

検査結果が陽性（+）であった場合

検査受検をされた方から医療機関に連絡し、速やかに受診する必要があります

ます。この検査結果は、あくまで本事業の趣旨目的に合った用途にのみ用いられるものであり、検査受検をされた方が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断結果を示すものではないためです。また、医療機関受診の際は、周囲に感染させないようマスクを着用し、公共交通機関を避けていただきますようお願いいたします

[お近くの診療所・クリニックに電話等でご相談ください（こちらをクリック）](#)

「ワクチン・検査パッケージ制度」(※) や「民間の自主的な取組」における具体的な活用場面例

<行動制限のない平常時など>

- 飲食店などの割引や追加サービスを利用するために、店舗から検査を求められる場合
- ツアーや宿泊施設を利用するために、事業者から検査を求められる場合
- 高齢者施設や医療機関などの面会のため、施設側から検査を求められる場合
- 帰省のため、親族などから検査を求められる場合

<行動制限を求められている状況下（緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの場合）>

- 利用者の人数の制限を緩和するために、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用する旨の登録を受けた飲食店から検査を求められる場合
- 県の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとするために、事業者から検査を求められる場合

(※) 「ワクチン・検査パッケージ制度」・・・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、感染拡大期において課される様々な行動制限を緩和できる方策として導入された制度で、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店時等のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認するもの

検査無料化事業問い合わせ（営業時間：午前9時～午後6時（日・祝祭日除く））

滋賀県PCR検査等無料化事業事務局

電話番号：080-5772-3561,3562,3563

FAX番号：077-569-6202

メールアドレス：info@shiga-muryoupcr.jp



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。



滋賀県庁 > [県庁アクセスマップ・フロアマップ](#)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3993 (代表)

開庁時間：月曜日～金曜日8:30～17:15

土曜・休日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁していません。



©Shiga Prefectural Government. All Rights Reserved.

事務連絡
令和4年1月24日

各

都道府県	衛生主管部（局） 御中
保健所設置市	
特別区	

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、多くの地域で急速な置き換わりが進んでおり、新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。これまで健康観察・診療を実施する医療機関の拡大など自宅療養の支援体制の強化を図りつつ、確保病床を即座に稼働できるようにするとともに、臨時の医療施設等の開設準備に迅速に着手するなどの取組をお願いしてきました。今後、感染者が継続して増加した場合、これまで以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性があります。現在の新型コロナウイルス感染症の外来診療の状況として、いわゆる発熱外来について、相談の電話が繋がりにくい、予約が取れないといった状況が一部生じている地域もあり、迅速に健康観察等に繋げるため、患者自身が検査キット等により陽性になった場合に、医師が常駐するフォローアップセンターで受け付け、健康観察を開始するといった対応を講じる方針の自治体もあります。

こうした一部の自治体における検討・対応状況や、専門家の意見を踏まえ、今後感染がさらに継続して急拡大した場合に備え、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供が確保されるよう、自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で下記の対応を行うことが可能であることをお示しします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合

当該場合には、自治体の判断で、以下①～③の対応を行うことが可能であること。

- ①発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方（※1）については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット（※2）等で自ら検査してい

ただいた上で受診することを呼びかけること。この場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行って差し支えない。

ただし、本人が希望する場合には検査前でも医療機関への受診は可能であることや、症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受診するよう、併せて呼びかけること。また、重症化リスクが高い方については、これまでどおり医療機関を受診していただき、適切な医療が受けられるようにすること。

②地域の診療・検査医療機関以外の医療機関の協力も得て、電話診療・オンライン診療の遠隔診療を積極的に活用すること。

③同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること（※3）。

こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能であること。

※1 例えば、40歳未満で危険因子（基礎疾患・肥満等（注））を持たない、ワクチン2回接種済みの方を対象とすることが考えられる。臨床データ等を踏まえ、自治体において対象を変更することは差し支えない。

（注）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.1版」において、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、基礎疾患等のある方として慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満のある方、喫煙、一部の妊娠後期の方があげられている。

※2 抗原定性検査キットを用いる場合、検査結果が陰性であっても、症状が継続する場合等は医療機関を受診することや、検査結果が陽性の場合、受診時に医師に提示できるよう、スマートフォン等を用いて画像として保存しておく等検査結果が分かるものを手元に残しておくことを併せて呼びかけるとともに、②の電話診療・オンライン診療をできるだけ活用すること。

抗原定性検査キットについては、有症状者が対象となりうることを踏まえ、下記を参考に自治体において対応をお願いする。なお、事業者等への委託を行う場合は、行政検査として、配布に当たって生じる委託料を感染症予防事業費負担金の対象とすることが可能である。

- ・自治体等から有症状者に抗原定性検査キットを事前に配付する
- ・医療機関で対象者に検査キットのみを配布する
- ・事業者等に委託して「抗原定性検査キットセンター」等を設置して、当該センターで検査キットを配布する
- ・自治体の庁舎等に検査キット配布窓口を設置して、検査キットを配布する

この他、従前より、本人が薬局から購入し自宅に備え付けているものや自治体等から配布されたものがあれば、それを活用することが考えられるところ、地域の状況を踏まえた対応をしていただきたい。

- ※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項に基づく医師の届出に当たっては、疑似症患者として届け出ること。また、疑似症患者の場合には、入院を要すると認められる場合に限り当該届出を行うこととされているが、本対応を行う場合には、入院以外の場合であっても、届出をお願いすること。この場合、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け（令和 4 年 1 月 24 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）V の取扱い従って届け出ること。

2. 外来医療のひっ迫が想定される場合

地域において外来医療のひっ迫が想定される場合には、自治体の判断で、以下の対応を行うことが可能であること。

- ・症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察（※）を受けること。

※ IT を活用した双方向による健康観察を行うことを想定（症状が悪化した場合、患者が入力した情報からその状況をシステム上で把握）。さらに、体調悪化時には必ず繋がる連絡先を伝えること。また、この場合、同センター等の医師が感染症法第 12 条第 1 項に基づく届出を行うこととなる。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

滋賀県の対応

滋賀県医師会長と滋賀県感染症対策課担当係とで、滋賀県について厚生労働省の通知内容を適用する状況にあるかどうか相談されました。

【結 果】

①診療・検査医療機関での患者の待ち具合、混雑の具合が、通知にあるような「診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況」にはまだない。

②抗原検査キット等の流通状況も、医療機関が過剰発注しなければ、まだまわれる状況にある。

現時点では、まだこの通知の取扱いは保留とし、現状のまま対応することとなりました。

以上

(健Ⅱ472F) (地 438)
令和3年12月28日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 の医療機関及び薬局への配分について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、本年12月24日に特例承認された経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下、「本剤」）について、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、当面、厚生労働省が所有した上で、別紙のとおり、配分（無償譲渡）及び使用について連絡するものです。

概要は下記のとおりです。

また、質疑応答集が別紙中の別添のとおり作成されておりますので、併せてご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○本剤を処方する医療機関は、投与後に患者の定期的なフォローアップを行うこと。また、製造販売業者による承認後一定期間の投与症例を含め一定数の症例の調査に協力すること。

○外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により、本剤の在庫を保持し調剤を行う対応薬局を通じて本剤を処方すること。

○本剤を院内処方する医療機関（入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来）の留意事項は下記のとおりであること。

・あらかじめ、ラゲブリオ登録センターへの対応機関登録を行う。

※登録の際、製造販売業者による投与症例の調査への協力について確認がある。

・投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、発生した患者の分の本剤をラゲブリオ登録センターで発注し、配分を受ける。（都道府県が選定した医療機関においては、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておくことも可能）

- ・本剤を発注した医療機関には原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く）で、医薬品卸から本剤が納品される。
- ・入院、往診、即時に診断・処方が可能な外来の場面で処方する。
- ・ラゲブリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力する。

○本剤を院外処方する医療機関の留意事項は下記のとおりであること。

- ・投与対象となりうる患者が発生した際、対応薬局のリストを患者に示すことにより、患者が希望する対応薬局を確認する。
- ・処方箋とともに適格性情報や同意書取得等についてのチェックリスト（様式参照）を患者が希望した対応薬局にファクシミリ等で送付する。（このとき、処方箋送付先の対応薬局には事前に電話等で一報することが望ましい（開局時間外の場合は確実に電話等で一報すること））
- ・処方箋原本とチェックリスト原本は、ファクシミリ等で送付した対応薬局に送付する。
- ・処方箋及びチェックリストを受け取った対応薬局は、必要な調剤、服薬指導等を実施し、チェックリストの内容に基づき、ラゲブリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力し、在庫から本剤の提供を行う。（患者の居所に本剤を配送又は持参することを原則とする）

本剤を製造販売するMSD株式会社のホームページ「MSDConnect（医療関係者向けサイト）」（ラゲブリオ登録センターへの登録方法・製品発注方法、本剤在庫を保持する対応薬局のリストの掲載先）：

<https://www.msconnect.jp/>

ラゲブリオ登録センター専用ダイヤル：

0120-682-019

（参考）

「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」（令和3年11月17日（地377）（健Ⅱ402））

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」（令和3年11月4日（健Ⅱ383F））

令和4年1月5日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関
及び薬局への配分について (別紙及び質疑応答集の追加・修正)

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部(局)宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」は、令和3年12月28日付(健Ⅱ472F)(地438)をもって貴会宛てにご連絡いたしました。

別紙及び質疑応答集の追加・修正の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○「モルヌピラビル」(販売名:ラゲブリオ®カプセル200mg。以下、「本剤」)を院外処方する医療機関についても、使用成績調査等にご協力いただくためラゲブリオ登録センターに登録すること。(別紙本文中3下線部)

○本剤の在庫を保持する対応薬局のリストは、当面の間、MSD株式会社からラゲブリオ登録センターに登録いただいた医療機関宛てにメールで共有されること。(別紙本文中6の2.の④下線部)

○質疑応答集においてQ12、Q14を修正、Q17を追加したこと。

※なお、Q14について、本会としましては、抗原定性検査の結果をもって本剤を処方する場合には、抗原定量検査と比較して検査精度が劣るため、慎重な判断が必要であり、緊急やむを得ない場合に限るなどの対応が望ましい旨、申し添えます。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第6.1版」(令和4年1月5日(健Ⅱ479F))

事務連絡
令和3年12月24日
(令和3年12月28日最終改正)

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の
医療機関及び薬局への配分について （別紙及び質疑応答集の追加・修正）

【主な改正内容】

○別紙及び質疑応答集について、都道府県よりいただいている疑義照会等を踏まえ、明確化のために追記しました。

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「ラゲブリオ」という。）については、令和3年12月24日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

今後、製造販売業者（「MSD株式会社」をいう。以下同じ。）からラゲブリオが供給され次第、国内での使用が可能となりますが、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、当面の間、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分することとします。

つきましては、ラゲブリオの配分及び使用について別紙のとおりお知らせしますので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関及び薬局へ周知いただきますようお願いいたします。なお、質疑応答集を別紙中の別添のとおり作成しておりますのでご参照ください。

ラゲブリオの医療機関及び薬局への配分について

- 1 ラゲブリオ（以下「本剤」という。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者が発生した又は発生が見込まれる医療機関及び対応薬局（令和3年11月9日付け事務連絡「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」に基づき都道府県から提出されたリストに掲載された薬局をいう。以下「11月9日事務連絡」という。）（以下総称して「対象機関」という。）からの依頼に基づき、無償で譲渡することとしたものです。この趣旨を踏まえ、必要以上の配分依頼及び在庫の確保及び投与対象者以外への投与は控えていただくようお願いします。

- 2 本剤の効能・効果は「SARS-CoV-2による感染症」であり、添付文書において「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」などとされています。
さらに禁忌として「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」などには投与しないこととされていますので、十分に注意してください（以下参照）。

<参考：本剤の添付文書（抜粋）>

2. 禁忌（次の患者には投与しないこと）
 - 2.1 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者
 - 2.2 妊婦又は妊娠している可能性のある女性
4. 効能又は効果
SARS-CoV-2による感染症
5. 効能又は効果に関連する注意
 - 5.1 臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。
 - 5.2 重症度の高いSARS-CoV-2による感染症患者に対する有効性は確立していない。
6. 用法及び用量
通常、18歳以上の患者には、モルヌピラビルとして1回800mgを1日2回、5日間経口投与する。
7. 用法及び用量に関連する注意
SARS-CoV-2による感染症の症状が発現してから速やかに投与を開始すること。臨床試験において、症状発現から6日目以降に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。

添付文書に記載の「重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者」の考え方としては、

①日本感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第11報」（2021年12月24日）の以下の記載

- ・ 61 歳以上
- ・ 活動性の癌（免疫抑制又は高い死亡率を伴わない癌は除く）
- ・ 慢性腎臓病
- ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 肥満（BMI 30kg/m² 以上）
- ・ 重篤な心疾患（心不全、冠動脈疾患又は心筋症）
- ・ 糖尿病
- ・ ダウン症
- ・ 脳神経疾患（多発性硬化症、ハンチントン病、重症筋無力症等）
- ・ コントロール不良の HIV 感染症及び AIDS#
- ・ 肝硬変等の重度の肝臓疾患
- ・ 臓器移植、骨髄移植、幹細胞移植後

ここでのAIDSは免疫抑制された病態（CD4リンパ球数が200/mm³以下、HIV RNA量が100,000 copies/mm³以上等）を指す。

②承認審査における評価資料となった国際共同第Ⅱ/Ⅲ相試験（MOVE-OUT(002)試験）の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」（令和3年11月2日）、既に承認を受けている英国で、臨床試験（PANORAMIC試験）の組み入れ基準において例示されている重症化リスク因子（下表）

が想定されます。

これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与対象になり得ると考えられますので、投与に当たって参考にしてください。

MOVE-OUT(002)試験の組み入れ基準における重症化リスク因子	「診療の手引き」（第6.0版）における重症化リスク因子 ※妊婦への投与は禁忌のため除く	英国でのPANORAMIC試験の組み入れ基準における重症化リスク因子
・ 61 歳以上	・ 65 歳以上の高齢者	・ 慢性呼吸器疾患（慢性閉塞

<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動性のがん（免疫抑制又は高い死亡率を伴わないがんは除く） ・ 慢性腎臓病 ・ 慢性閉塞性肺疾患 ・ 肥満(BMI 30 kg/m² 以上) ・ 重篤な心疾患（心不全、冠動脈疾患又は心筋症） ・ 糖尿病 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪性腫瘍 ・ 慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・ 慢性腎臓病 ・ 2型糖尿病 ・ 高血圧 ・ 脂質異常症 ・ 肥満(BMI 30 以上) ・ 喫煙 ・ 固形臓器移植後の免疫不全 	<p>性肺疾患（COPD）、嚢胞性線維症、喘息を含み、少なくとも毎日予防薬や緩和薬を使用する必要がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性的な心臓または血管の病気 ・ 慢性腎臓病 ・ 慢性的な肝疾患 ・ 慢性神経疾患（認知症、脳卒中、てんかんを含む） ・ 重度の学習障害 ・ ダウン症 ・ 糖尿病（I型またはII型） ・ 免疫抑制：一次性（例：遺伝子変異による遺伝性免疫疾患、通常は出生時に発症し小児期に診断される）または疾患や治療による二次性（例：鎌状赤血球、HIV、癌、化学療法） ・ 固形臓器、骨髄、幹細胞の移植後 ・ 病的な肥満（BMI>35） ・ 重度の精神疾患 ・ ケアホーム居住者 ・ 臨床医または看護師が臨床的に脆弱と判断した場合
---	---	---

3 本剤の配分を希望する対象機関（※）は、厚生労働省が、本剤の供給を委託した製造販売業者が開設する「ラゲブリオ登録センター」に登録し、同センターを通じ、配分依頼を行っていただくこととなります。具体的な登録方法・製品発注方法については、製造販売業者からの案内又はホームページ「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」（<https://www.msconnect.jp/>）をご確認いただくか、ラゲブリオ登録センター専用ダイヤル（0120-682-019）にお問い合わせください。

なお、薬局の場合、11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリストアップした対応薬局のみが「ラゲブリオ登録センター」に登録可能となりますので、新たに配分

を希望される薬局は、まずは都道府県にご相談ください。

※ 院外処方を行う医療機関についても含まれます（使用成績調査等にご協力いただくため）。

- 4 本剤の所有権については、厚生労働省に帰属し、ラゲブリオ登録センターを通じて対象機関に配分され、投与対象者へ使用される時点で、対象機関に無償譲渡されることとなります。対象機関への譲渡に当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成25年厚生労働省令第60号）に基づく手続きを行っていただく必要がありますが、当面の間は、ラゲブリオ登録センターへの配分依頼をもって、同手続きに代えることとしています。
- 5 本剤は、1ボトル当たり40カプセル（1日2回4カプセルずつ内服、5日分）の薬剤が封入されています。薬剤は室温保存で有効期間は24か月です。各ボトルについて、適切に管理いただくようご協力をお願いします。
- 6 本剤を患者に提供する方法として、医療機関において、入院患者に使用する、往診で使用する、（即時に診断・処方が可能な医療機関の外来において）外来患者に使用する場合や医療機関の外来で処方し帰宅後の患者に対応薬局から配送する場合などが想定されます。いずれの場合においても、対象機関は事前にラゲブリオ登録センターへの登録が必要になります。本剤を処方する医療機関においては、投与後に定期的なフォローアップをするようお願いすることとしております。他方、製造販売業者においても承認後一定期間の投与症例を含め一定数の症例の調査を行うこととなっています。医療機関において当該製造販売業者による調査に協力するよう、周知方をお願いします。なお、上記の登録センターへの登録の際には、当該ご協力について確認させていただくこととなっています。

本剤の配分は、投与予定の患者がいる場合にラゲブリオ登録センターに発注することを基本としていますが、一定の要件を満たし、都道府県が選定した医療機関については、一定数の在庫配置も可能とします（別添の質疑応答集（Q&A）のQ2参照）。なお、外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により対応薬局を通じて本剤を処方いただくようお願いします。

11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリスト化した対応薬局においても、処方予定の患者がいる場合のほか、一定数の在庫配置も可能とします。なお、対応薬局

が患者宅等に本剤を配送する際には、薬局における薬剤交付支援事業を活用していただくことが可能です（別添の質疑応答集（Q&A）のQ15参照）。

各対象機関における具体的な流れについては、以下をご参照ください。

モルヌピラビルの提供体制について

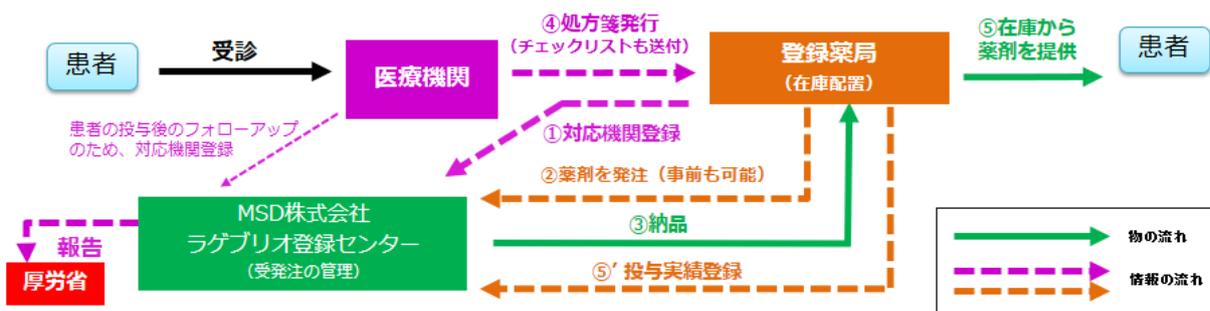
- 入院患者等には、薬剤を院内処方
- 外来患者には、登録された薬局に医療機関から処方箋を送付し、当該薬局から自宅に薬剤を配送（患者の薬局への来訪不要）
- 基幹的な医療機関と全ての登録薬局では、一定数の在庫配置を実施。それ以外の医療機関では処方箋により対応可。

【1. 院内処方（入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来）】

※医療機関等は在庫を持つ場合は都道府県によりリスト化する



【2. 院外処方（外来診療を行う医療機関、往診）】



【1. 院内処方（入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来）】

医療機関において、本剤を院内処方として直接患者に提供する。

- ① あらかじめ、医療機関がラゲブリオ登録センターへの対応機関登録を行う。
- ② 投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、発生した患者の分の本剤をラゲブリオ登録センターで発注し、配分を受ける。また、都道府県が選定した医療機関においては、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておくことも可能。
- ③ 配送に協力する医薬品卸から医療機関に本剤が納品される（原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く））。
- ④ 入院、往診、即時に診断・処方が可能な外来の場面で処方。
- ⑤ 医療機関が、ラゲブリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入

力する。

⑥以降、必要に応じて②～⑤を適宜行う。

【2. 院外処方（外来診療を行う医療機関、往診）】

医療機関の院外処方にに基づき、対応薬局から本剤を患者の居宅や療養先に提供する。

- ①あらかじめ、薬局がラゲブリオ登録センターへの対応機関登録を行う。
- ②対応薬局は、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておく。
- ③配送に協力する配送業者から対応薬局に本剤が納品される（原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く））。
- ④投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、処方箋とともに適格性情報や同意書取得等についてのチェックリスト（様式参照）を患者が希望する対応薬局（※）にファクシミリ等で送付する。このとき、処方箋送付先の対応薬局には事前に電話等で一報することが望ましい。（開局時間外の場合は確実に電話等で一報すること）。処方箋原本とチェックリスト原本は、ファクシミリ等で送付した薬局に送付する。

※医療機関は、地域の在庫を保持する対応薬局のリストを患者に示すことにより、患者が希望する対応薬局を確認する。投与対象となりうる患者が受診した医療機関が、患者に対し本剤を投与する対応薬局を迅速に紹介できるよう、在庫を保持する対応薬局のリストは、当面の間、MSD株式会社からラゲブリオ登録センターに登録いただいた医療機関宛てにメールで共有します。

- ⑤処方箋及びチェックリストを受け取った対応薬局は、必要な調剤、服薬指導等を実施し、チェックリストの内容に基づき、ラゲブリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力し、在庫から本剤の提供を行う。その際、自宅療養や宿泊療養の患者が来所しなくても済むよう、患者の居所に本剤を配送又は持参することを原則とする。
- ⑥以降、必要に応じて②～⑤を適宜行う。

7 本剤の対応薬局間譲渡については、患者に投与するまでは本剤の所有権が国に帰属しており、国がその所在を確認できる必要があることから、本剤の流通を委託している製造販売業者において対応が可能となった時点で改めてお知らせします。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」に関する質疑応答集(Q&A)について

目次

Q.1 「ラゲブリオ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。	11
Q.2 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、医療機関における在庫は認められるのか。	11
Q.3 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、薬局における在庫は認められるのか。	11
Q.4 「ラゲブリオ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で本剤が配布されるのか。	12
Q.5 添付文書に「SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。」とあるが、重症化リスク因子を有する者とはどのような患者か。	12
Q.6 「ラゲブリオ」は国から無償譲渡されるとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。	12
Q.7 17歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。	13
Q.8 本剤の処方における注意点はなにか。	13
Q.9 本剤は変異株に対して有効なのか。	13
Q.10 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医療機関から処方箋を受け取って薬局に直接訪問してもよいのか。	13
Q.11 医療機関から処方箋を受け取った薬局が、ラゲブリオ登録センターに使用実績報告を入力する際に、適格性情報の確認はどのように行うのか。	14
Q.12 配布を受ける医療機関及び薬局側に、費用負担は発生するのか。	14
Q.13 本剤を処方する場合は公費負担の対象となるのか。	14
Q.14 抗原定量検査陽性例でも、PCR 検査を実施せずに、本剤を処方することができるのか。抗原定性検査についても同様か。	14
Q.15 電話や情報通信機器による服薬指導を行い、患者宅等に薬局から本剤を配送するにあたっての支援はあるのか。	15
Q.16 本剤の配分に関して、11月9日事務連絡においてリストアップした「供給の役割を担う薬局」は特別な対応を行う必要があるのか。	15
Q.17 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、本剤の投与にあたって保健所の指示を待つ必要はあるのか。	15

【「ラゲブリオ」について】

Q.1 「ラゲブリオ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。

本剤は、令和3年12月24日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されましたが、現状、安定的な供給が難しい状況です。

本剤による治療を必要としている患者に、公平に配分する必要があるため、供給が安定するまでの間、国において本剤を買上げて、本剤による治療を行う医療機関及び対応薬局（以下総称して「対象機関」という。）に無償で提供することとしています。

【「ラゲブリオ」の配分関係】

Q.2 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、医療機関における在庫は認められるのか。

集中して患者を受け入れ、ただちに本剤を投与する必要がある患者が発生した場合に確実に対応できるよう、都道府県が選定した医療機関に対し、予め一定数の在庫の配置を認めます。

医療機関への在庫の配分は、原則として、都道府県が作成するリストへの掲載に協力いただけることを前提に行うこととします。入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来等において、院内処方として本剤を患者に直接提供する必要がある医療機関が、リストの掲載対象となります。なお、これは、医療機関が在庫の確保を希望する場合に限った取扱いであり、現に本剤による治療を必要としている患者のために、医療機関に本剤を配分することを妨げるものではありません。

投与対象となりうる患者が受診する可能性のある診療・検査医療機関において、患者に対し本剤を処方する医療機関を迅速に紹介できるよう、都道府県においては、当該医療機関のリストを作成し、管内の診療・検査医療機関に共有いただくようお願いいたします。なお、リストの共有の範囲について、地域の実情に応じ、医療圏ごととするなどの対応を行うことは差し支えありません。

また、本剤の供給量に限りもあることから、新型コロナウイルス感染症患者の治療に備えた過度な在庫や、必要以上の配分依頼は控えていただくよう配慮の程よろしく願いいたします。

Q.3 「ラゲブリオ」の配分を依頼する際、薬局における在庫は認められるのか。

ただちに本剤を投与する必要がある患者が発生した場合に確実に対応できるよう、11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリストアップした対応薬局（以下、対応薬局という。）に対し、予め一定数の在庫の配置を認めています。

本剤の供給量に限りもあることから、新型コロナウイルス感染症患者への提供に備えた過度な在庫や、必要以上の配分依頼は控えていただくよう配慮の程よろしく願いいたします。

Q. 4 「ラゲブリオ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で本剤が配布されるのか。

「ラゲブリオ登録センター」では、各対象機関からの配分依頼を、日曜祝日を除く各日15時時点で取りまとめることとしています。各日15時までに取りまとめられた配分依頼については、地域等により多少の差異がありますが、原則1～2日程度(日曜祝日を除く)で配送されます。

なお、令和3年12月28日から令和4年1月3日までについては、各対象機関からの配分依頼を、12月30日、1月1日、1月2日を除く各日15時時点で取りまとめることとしています。各日15時までに取りまとめられた配分依頼については、地域等により多少の差異がありますが、原則1～2日程度(12月30日、1月1日、1月2日を除く)で配送されます。

【投与対象関係】

Q. 5 添付文書に「SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。」とあるが、重症化リスク因子を有する者とはどのような患者か。

- ①日本感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第11報」(2021年12月24日)の記載
- ②承認審査における評価資料となった国際共同第Ⅱ/Ⅲ相試験(MOVe-OUT(002)試験)の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第6.0版」(令和3年11月2日)、既に承認を受けている英国で、臨床試験(PANORAMIC 試験)の組み入れ基準において例示されている重症化リスク因子が想定されます。

Q. 6 「ラゲブリオ」は国から無償譲渡されるとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。

本剤の国からの無償譲渡については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令(平成25年厚生労働省令第60号)に基づき、医療機関からの承認申請等の手続きが必要となりますが、当面の間は、「ラゲブリオ登録センター」への配分依頼を適切に行っていただくことにより、当該省令に基づく手続き

に代えることとしています。

Q.7 17歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。

承認された用法及び用量は以下のとおりであり、17歳以下の小児については対象としておりません。

・用法及び用量

通常、18歳以上の患者には、モルヌピラビルとして1回800mgを1日2回、5日間経口投与する。

Q.8 本剤の処方における注意点はなにか。

以下の患者に対して、本剤は禁忌となります。

(1) 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

(2) 妊婦又は妊娠している可能性のある女性

本剤の処方を行う医療機関におかれては必ず添付文書等を確認し、病状を診察のうえ処方の要否を判断してください。

Q.9 本剤は変異株に対して有効なのか。

製造販売業者によると、in vitroでの検討において、アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株、ラムダ株、ミュー株、オミクロン株に対して、野生株と同程度の抗ウイルス活性が認められていることが確認されています。

【その他】

Q.10 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医療機関から処方箋を受け取って薬局に直接訪問してもよいのか。

感染対策の観点から、患者が薬局を直接訪問することは避けるようにしてください。医療機関において本剤を処方せず、薬局から患者に提供する場合は、医療機関は患者に帰宅を指示したうえで、患者が希望する対応薬局に処方箋と適格性情報等のチェックリストを送付し、処方箋を受け取った対応薬局は患者の自宅に本剤を配送することが望ましいです。

Q.11 医療機関から処方箋を受け取った薬局が、ラゲブリオ登録センターに使用実績報告を入力する際に、適格性情報の確認はどのように行うのか。

医療機関が処方を行う際は、対応薬局に、処方箋とともに適格性情報等のチェックリストがファクシミリ等で送られます。受け取った対応薬局は、チェックリストに記載された適格性情報等の内容を、ラゲブリオ登録センターの指示に従って使用実績報告に入力してください。適格性情報等のチェックリストの内容に疑義がある場合には、処方元の医療機関に確認を行うようにしてください。

Q.12 配布を受ける医療機関及び薬局側に、費用負担は発生するのか。

当面の間は、本剤を厚生労働省が購入し、投与対象者へ使用される時点で対象機関に無償譲渡されるため、薬剤費を支払う必要はありません。

取り扱いに変更がある場合には、あらためて御連絡します。

なお、本剤は、保険外併用療養費制度において、保険診療との併用が認められています（本剤以外の医療費（医療機関にあつては初・再診料、処方料・処方箋料等、薬局にあつては調剤基本料、調剤料、薬剤服用歴管理指導料等）については、通常どおり保険請求してください）。

Q.13 本剤を処方する場合は公費負担の対象となるのか。

本剤を入院において処方する場合には、感染症法に基づき公費負担となります。

また、自宅・宿泊療養中の患者に対して、外来において本剤を処方する場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q.14 抗原定量検査陽性例でも、PCR 検査を実施せずに、本剤を処方することができるのか。抗原定性検査についても同様か。

抗原定量検査で SARS-CoV-2 感染が確認された場合は、再度 PCR 検査を行わずとも本剤を処方することが可能です。抗原定性検査についても同様に、確定診断が行われた場合には、処方することが可能です（※）。

※ なお、「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について（令和3年10月1日事務連絡）において、抗原定性検査キットについて、「例えば、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査の場面など、地域のかかりつけ医や診療・検査医療機関においては、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、実

情を踏まえて、抗原検査キットの積極的な活用を検討すること」とされていることを踏まえ、必要に応じ活用を検討ください。

Q.15 電話や情報通信機器による服薬指導を行い、患者宅等に薬局から本剤を配送するにあたっての支援はあるのか。

この場合、「薬局における薬剤交付支援事業」（令和2年4月23日薬生発0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙）による補助対象となります。薬局から患者宅等に本剤を配送する場合の配送料等（配送業者を利用した場合の配送費等）の補助を受けることが可能です。

Q.16 本剤の配分に関して、11月9日事務連絡においてリストアップした「供給の役割を担う薬局」は特別な対応を行う必要があるのか。

現時点では、「供給の役割を担う薬局」と他の対応薬局において、発注可能な量や確保できる在庫量には違いはありませんが、今後、感染状況や経口薬の活用状況等を踏まえて、「供給の役割を担う薬局」を活用する必要性が生じた場合には、改めて御連絡します。

Q.17 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、本剤の投与にあたって保健所の指示を待つ必要はあるのか。

本剤については、入院や外来など様々な場面での投与が想定されますが、通常の薬剤と同様、投与に当たって保健所の指示を待つ必要はなく、添付文書等を確認の上、医師が必要性を認めた場合には、速やかに投与していただいて差し支えありません。

ラゲブリオ[®]カプセル 200mg

処方にあたっての適格性情報チェックリストについて

ラゲブリオ[®]カプセル 200mg（以下、本剤といいます。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者への対応が見込まれる医療機関/保険薬局からの依頼に基づき無償で配分されます。

厚生労働省の要請により本剤の利用実績を把握するため、院外処方の場合には以下のご対応をお願いいたします。

○ 保険医療機関における対応

1. ラゲブリオ[®]カプセル 200mg の処方にあたっての適格性情報チェックリスト（次頁。以下、本書類といいます。）の〈医療機関情報〉と〈適格性情報〉に該当する内容を記入すること。
2. 当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により本書類情報と処方箋情報の 2 点を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。
3. 本書類原本と処方箋原本の 2 点をファクシミリ等により送付した薬局に送付すること。

○ 保険薬局における対応

1. 医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、本書類情報が添付されていることを確認すること。その際、〈医療機関情報〉と〈適格性情報〉の入力内容に不備（チェック漏れ等）がないことを併せて確認すること。
2. 医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 23 条から第 27 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 49 条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。
3. 調剤等を行った後速やかに（当日中を原則とする）、MSD 株式会社 ラゲブリオ[®]登録センターの依頼に従って、当該患者の適格性情報を同登録センターに登録すること。
4. 可能な時期に医療機関から本書類原本と処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された本書類情報、処方箋情報とともに保管すること。

(保険医療機関 → 保険薬局)

ラゲブリオ[®]カプセル 200mg

処方にあたっての適格性情報チェックリスト

<医療機関情報>

保険医療機関の 所在地及び名称	
処方医氏名	
電話番号	() -

<適格性情報等>

本剤を処方する当該患者の適格性情報等について、チェックまたは数字をご記入ください※全ての欄に記入またはチェックが入っていることをご確認ください。特に①から④については、必ずチェックが入っていることをご確認ください

処方箋交付年月日	年 月 日
年齢	歳
①SARS-CoV-2 による 感染症	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②禁忌事項	<input type="checkbox"/> 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者ではない <input type="checkbox"/> 妊婦又は妊娠している可能性のある女性ではない
③SARS-CoV-2 による 感染症の重症化リスク因子	<input type="checkbox"/> 「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」(令和3年12月24日付け厚生労働省事務連絡)の別紙中、2の①②に記載の重症化リスク因子を1つ以上有する <input type="checkbox"/> 上記に該当しない
④患者又は代諾者からの 同意取得	<input type="checkbox"/> あり

(健Ⅱ459F)

令和3年12月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

令和3年11月30日付(健Ⅱ422F)「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」にて、初回接種(1・2回目接種)の完了から原則8か月以上の間隔をおくこととされていた3回目接種について、医療機関等でのクラスター発生時には例外的に8か月以上の間隔をおかずに実施して差し支えない旨示されたところ です。

本事務連絡は、新たな変異株の発生等を踏まえ、前述の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、改めて整理したことを連絡するものです。概要は下記の通りです。

なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追って示される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. (1) 対象者

- ・医療従事者等
- ・高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

※「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(自治体向け)(第6版)」P.17-22表1・2・3参照(健Ⅱ457F)

(2) 実施手順

- ・医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること。
- ・初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- ・追加接種の実施時までには市町村から接種券を発行することが困難な場合には、令和3年11月30日付(健Ⅱ421F)「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」に従うこと。

2. その他の高齢者に対する追加接種については、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施ができること。

事 務 連 絡
令和3年12月20日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

別添のとおり各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）あてに通知いたしました。
貴会におかれましては、内容を十分御了知の上、初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を行うに当たって、地域における接種が円滑に行われるよう、貴会会員に周知をお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年12月17日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）別添）において初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとし、また、「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添1）においては、医療機関等でのクラスター発生時に接種間隔の例外的な取扱いが認められる場合についてお示ししたところです。

今般、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、下記のとおり整理いたしました。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追ってお知らせいたします。

記

1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

(1) 対象者

市町村は、以下の者に対して、(2)の実施手順により、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）（以下「手引き」という。）第2章の2の（2）のア（表1）に掲げる医療従事者等（以下「医療従事者等」という。）
- ② 手引き第2章の2の（2）のウ（表3）に掲げる高齢者施設等（以下「高齢者施設等」という。）の入所者及び従事者、通所サービス事業所（手引き同エに掲げる事業所等のうち通所によるサービスを提供するものをいう。以下同じ。）の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

（2）実施手順

初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合には、下記の共通事項に留意するとともに、①から③に掲げる対象者の区分に応じ、以下の手順により実施する。

- ・ 医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること。
- ・ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- ・ 追加接種の実施時までには市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添2）の内容に従って追加接種の事務を実施すること。
- ・ 市町村の衛生部局は、介護保険部局、障害福祉部局等の関係部局と連携して対応すること。

①医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者

- ・ 医療機関等及び高齢者施設等において手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行うこと。

②通所サービス事業所の利用者及び従事者

- ・ 通所サービス事業所において接種体制を確保した上で、高齢者施設等での実施方法に準じて、その利用者と従事者に対する追加接種を行うこと。

③病院及び有床診療所の入院患者

- ・ 市町村と都道府県が連携し、入院患者に対する接種を行う意向を持つ病院や有床診療所を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施すること。

2. その他の高齢者に対する追加接種（令和4年2月以降の対応）

市町村は、1.（1）に掲げる者であって同（2）の実施手順による追加接種を受けたもの以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

以上

(健Ⅱ453F)
令和3年12月17日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その3）

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたので、ご連絡いたします。

本年12月16日、第27回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種（3回目接種）に使用する新型コロナワクチンについて、1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチンに加え、武田/モデルナ社ワクチンを用いることが了承されました。

これを踏まえ、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を予防接種法上位置付けることについて、「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」をもって、情報提供がありましたので、併せてご連絡いたします。

本事務連絡は、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種の留意事項を連絡するものです。概要は下記のとおりです。

本会としましては、円滑な追加接種の実施にあたって、武田/モデルナ社ワクチンの積極的な活用をご検討いただく必要があると考えております。

また、国民向けの情報提供資材として、「追加（3回目）接種に使用するワクチンについてのお知らせ」が別添のとおり作成されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

追加接種に係る武田/モデルナ社ワクチンの取扱いについて

- 初回接種の場合の半量である 0.25mL/回を筋肉内に注射すること。
- バイアルの栓への 20 回を超える穿刺は行わないこと。
- ファイザー社ワクチンと同様に、「ファイザー社ワクチンの融通範囲の拡大について」（令和 3 年 7 月 6 日付（健Ⅱ193F））に準じて、接種施設間で融通を行って差し支えないこと。
- 在宅療養患者等への巡回接種の際、シリンジに充填した状態での移送も可能であること。

今後配送される武田/モデルナ社ワクチンについて

- 1 バイアルから 15 回以上採取可能な注射針及びシリンジの組み合わせを配布すること。
- 1 バイアル当たり 20 枚のワクチンシールが付属する予定であること。

配送済の武田/モデルナ社ワクチンを活用する場合の留意点

- これまでに配布された注射針及びシリンジで追加接種を行うことができず、新たに必要な場合は、厚生労働省が自治体から個別に相談を受け付けること。
- 現時点で配送済（配分済を含む）の武田/モデルナ社ワクチンについては、付属するワクチンシールが 1 バイアル当たり 10 枚であることから、これを追加接種に使用する場合には、接種済証に貼付するワクチンシールが不足するため、下記の対応例が考えられること。
 - ・3 枚複写の予診票でない場合は、予診票用のワクチンシールを接種済証に貼付する。
 - ・予診票用のワクチンシールの余剰がない場合は、ワクチンシールの複写印刷したものを接種済証に貼付する。

（参考）

○第 27 回予防接種・ワクチン分科会 議事概要・資料（令和 3 年 12 月 16 日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203094_00001.html

○「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）等に使用するファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの配分等について」（令和 3 年 11 月 19 日付（健Ⅱ410F））

○「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保について（その 2）」（令和 3 年 11 月 19 日付（健Ⅱ409F））

○「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論と追加接種に関する今後の見通しについて」（令和 3 年 11 月 1 日付（健Ⅱ377F））

○「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保について」（令和 3 年 9 月 24 日付（健Ⅱ328F））

事 務 連 絡
令和3年12月17日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その3）

別添のとおり各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）あてに通知いたしました。貴会におかれましては、同内容を踏まえ、地域における接種体制の構築に取り組んでいただきますよう、貴会会員に周知をお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年12月17日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その3）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンのうち、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論と追加接種に関する今後の見通しについて」（令和3年10月29日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、2022年2月頃の実施を想定していることをお知らせしたところですが、2021年12月16日に開催された第27回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」等について了承されたことも踏まえ、本日、予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第192号）を公布・施行し、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を予防接種法上の予防接種として位置付けました。

追加接種については、これまでも「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その2）」（令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「11月16日付事務連絡」という。）に基づき接種体制の確保に向けた取組みを進めていただいていたましたが、これらの事務連絡の内容と併せて、今般、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を本日以降行うに当たって留意いただくべき事項を改めて整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、速やかに武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種が可能となるよう、接種体制を確保し、追加接種を進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたし

ます。

記

1. 実施時期について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第192号）を本日公布・施行し、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を予防接種法上の予防接種に位置付ける。このため、同ワクチンによる追加接種は、本日以降、準備が整い次第行うこと。

2. 使用するワクチン等について

（1）追加接種に係る武田/モデルナ社ワクチンの取扱いについて

武田/モデルナ社ワクチンは、初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）に用いた新型コロナワクチンの種類にかかわらず、追加接種に使用できる。用量については、初回接種の場合の半量である0.25mL/回を筋肉内に注射することとする。初回接種の場合と用量が異なることから、間違い接種が生じないように留意すること。なお、栓への20回を超える穿刺は行わないこと。

また、本日から、11月16日付事務連絡のとおり、武田/モデルナ社ワクチンの融通を行って差し支えない。同ワクチンは、在宅療養患者等への巡回接種の際、シリンジに充填した状態での移送も可能である。必要に応じてこれらの方法を活用し、同ワクチンによる追加接種を進めていただきたい。

（2）TM3rd01クール以降に配送される武田/モデルナ社ワクチンについて

「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）等に使用するファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの配分等について」（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、武田/モデルナ社ワクチンのTM3rd01クールでは、1バイアルから15回以上採取可能な注射針及びシリンジの組み合わせを配布する。また、現時点では、TM3rd01クール以降に配送される武田/モデルナ社ワクチンについては、1バイアル当たり20枚のワクチンシールが付属する予定である。

（3）配送済の武田/モデルナ社ワクチンを活用する場合の留意点等

これまでに配布された注射針及びシリンジで追加接種を行うことができず、新たに注射針及びシリンジが必要な場合は、個別に相談すること。

現時点で配送済（配分済であるものを含む。）の武田/モデルナ社ワクチンに

については、付属するワクチンシールが1バイアル当たり10枚であることから、これを追加接種に使用する場合には、接種済証に貼付するワクチンシールが不足する。このため、これまでに各接種会場で行っていた対応等も踏まえ、適切に対応すること。例えば、

- ・ 3枚複写の予診票でない場合は、予診票用のワクチンシールを接種済証に貼付すること
- ・ 予診票用のワクチンシールの余剰がない場合は、ワクチンシールを複写印刷したものを、接種済証に貼付すること

が考えられる。

3. 情報提供について

武田/モデルナ社ワクチンについて、これまでに得られたエビデンスをもとに、別添のとおり、国民向けの情報提供資材を作成した。都道府県及び市町村においては、これを活用し、住民等への情報提供を行っていただくとともに、関係機関等に周知いただきたい。

以上

接種費用
無料
(全額公費)

追加(3回目)接種に使用するワクチン についてのお知らせ

武田/モデルナ社のワクチンも 3回目の接種に使用できるようになりました



◎ **接種の対象** 2回目のワクチン接種を終了した18歳以上の方

◎ **使用するワクチン**

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社は1・2回目の接種量と同量ですが、武田/モデルナ社は半量になります。

◎ **3回目の接種の安全性と効果**

安全性

ファイザー社及び武田/モデルナ社の薬事承認において、3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目の接種後のものと比べると、どちらのワクチンにおいても、一部の症状の出現率に差があるものの、おおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

発現割合	ファイザー社(2回目→3回目接種後の症状)	武田/モデルナ社(2回目→3回目接種後の症状)
50%以上	疼痛(78.3→83.0%)、疲労(59.4→63.7%)	疼痛(88.3→83.8%)、疲労(65.4→58.7%) 頭痛(58.8→55.1%)
10 - 50%	頭痛(54.0→48.4%)、筋肉痛(39.3→39.1%) 悪寒(37.8→29.1%)、関節痛(23.8→25.3%)	筋肉痛(58.1→49.1%)、関節痛(42.9→41.3%) 悪寒(44.3→35.3%)、リンパ節症(14.2→20.4%)
1 - 10%	38度以上の発熱(16.4→8.7%) 腫脹(6.8→8.0%)、発赤(5.6→5.9%) リンパ節症(※)(0.4→5.2%)	38度以上の発熱(15.5→6.6%) 腫脹・硬結(12.3→5.4%) 紅斑・発赤(8.7→4.8%)

(注) 対象/人数: ファイザー2回目 16~55歳/2,682人、ファイザー3回目 18~55歳/289人、モデルナ2回目 18歳以上/14,691人、モデルナ3回目 18歳以上/167人

(注) 2回目接種と比べた3回目接種での発現割合: 5ポイント以上少ないもの、5ポイント以上多いもの。

(注) 武田/モデルナ社のワクチンは、1・2回目は100µg、3回目は50µg接種している。

(※) ファイザー社のワクチンのリンパ節症は、接種後1か月以内のデータを記載。

出典: 特例承認に係る報告書より

効果

3回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

◎ **1・2回目と異なるワクチンを用いて3回目接種した場合の安全性と効果**

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、様々なワクチンを用いて3回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が報告されています。

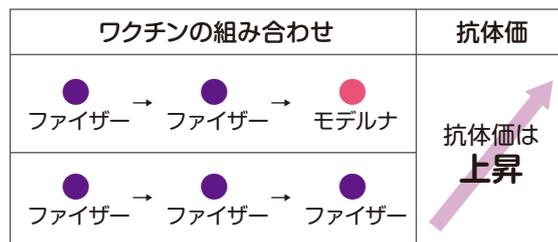
安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること

効果

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田/モデルナ社ワクチン(※)を受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇すること

(※) 武田/モデルナ社ワクチンは、3回目は50µg接種することになっているが、本研究では100µg接種した結果が報告されている。



出典: Munro APS, et al. The Lancet. December 2021

よくあるご質問

Q.武田/モデルナ社のワクチンは副反応が強いと聞いていますが大丈夫ですか。

A.武田/モデルナ社のワクチンにおける3回目接種は、1・2回目接種で用いた量の半量となります。2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

(注) 接種後の症状のうちリンパ節症は、2回目よりも3回目の方が多く見られます。 出典：特例承認に係る報告書より

Q.ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの効果に差はありますか。

A.1・2回目の接種では、ファイザー社と武田/モデルナ社のいずれも、2回目接種から約半年後も高い重症化予防効果(※)が維持されています。

ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの1・2回目接種の効果を実験期間比較した観察研究では、武田/モデルナ社のワクチンの方が、感染予防、発症予防、重症化予防(※)の効果有意に高かったと報告されています。

(※) 重症化予防には入院予防を含む

出典：Rosenberg ES, et al. medRxiv, 2021. / Self WH, et al. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2021. / Dickerman BA, et al. NEJM. December 1, 2021.

Q.3回目接種はどのようにしたら受けられますか。

A.お住まいの市町村から3回目用の接種券等が送付されましたら、ワクチンを受けたい医療機関や会場をお探しのうえ、予約をお願いします。



Q.1回目・2回目の接種をまだ受けていませんが、まだ受けられますか。

A.受けられます。公費で受けられる期間は、現在のところ令和4年9月30日までです。この期間であれば、1・2回目接種も無料ですので、ご希望の方はお早めに受けてください。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

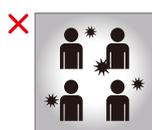
感染予防対策
を継続して
いただくよう
お願いします。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚生 新型コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

健 発 1217 第 2 号
令和 3 年 12 月 17 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 192 号）が本日、別紙のとおり公布・施行されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

写

健 発 1217 第 1 号
令和 3 年 12 月 17 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 192 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 追加接種は、以下のいずれかの方法により行うものとする。
 - ・ 1.8 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和 3 年 2 月 14 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法【現行】
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和 3 年 5 月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとする方法【新規】

第二 施行期日

公布の日（令和 3 年 12 月 17 日）

○厚生労働省令第九十二号
 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十七日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種） 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法</p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種） 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p>

この省令は、公布の日から施行する。

事 務 連 絡
令和3年 12 月 17 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和3年12月17日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健1217第2号
令和3年12月17日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和3年12月17日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、追加接種を行う場合に使用するワクチンにコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を18歳以上の者とするについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年12月17日から適用する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p> <p><u>一部改正 厚生労働省発健1217第1号</u> <u>令和3年12月17日</u></p>	<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>
<p>市 町 村 長 各 殿 特 別 区 長</p> <p>厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)</p>	<p>市 町 村 長 各 殿 特 別 区 長</p> <p>厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指</p>

<p>示する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する12歳以上の者。</p> <p>2 期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで</p> <p>3 使用するワクチン (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p> <p>ただし、（3）については、上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。</p> <p>追加接種を行う場合においては、（1）及び（2）に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。</p>	<p>示する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する12歳以上の者。</p> <p>2 期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで</p> <p>3 使用するワクチン (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p> <p>ただし、（3）については、上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。</p> <p>追加接種を行う場合においては、（1）に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。</p>
--	---

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する12歳以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)

(改正後全文)

- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)
- (3) コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(3)については、上記1のうち 12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち 12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

以上

(健Ⅱ455F) (地424)
令和3年12月17日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菴 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給等について

今般、標記の件について、厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し、別添の通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

本通知は、インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下、「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給を図ることが必要であることから、下記の対応を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）において抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、各医療機関等における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文は行わないこと。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底すること。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じること。

医政経発1210第6号
健感発1210第3号
令和3年12月10日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(令和3年11月5日付け健感発1105第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、取り組んでいるところです。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット(以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。)の安定供給に協力いただきたく、貴関係団体の医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じることにより、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部(局)長には、別添(写)のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）において抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、各医療機関等における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文は行わないこと。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。

写

医政経発1210第5号
健感発1210第2号
令和3年12月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和3年11月5日付け健感発1105第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、取り組んでいるところです。

インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供いたしますので参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関又は薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対し、周知徹底してください。
2. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。
つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

(1) 注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、このような取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起らないよう配慮すること。

また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期、数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。
4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

抗インフルエンザウイルス薬等の供給見込み

1. 抗インフルエンザウイルス薬の供給について（9月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成）

昨シーズンの医療機関への供給実績量

令和2年10月から令和3年3月末まで 約13万人分

今シーズンの医療機関への供給予定量

令和3年10月から令和4年3月末まで 約2,952万人分

各品目の詳細については以下のとおり

品目	令和2年度	令和3年度	増減
タミフル	9.4 万人分	420 万人分	411 万人分
リレンザ	0.03 万人分	216 万人分	215 万人分
ラピアクタ	-0.4 万人分	53 万人分	54 万人分
イナビル	-4.5 万人分	1,080 万人分	1,084 万人分
ゾフルーザ	9.7 万人分	452 万人分	442 万人分
オセルタミビル ※タミフルのジェネリック医薬品	-0.9 万人分	731 万人分	732 万人分
合計	13.3 万人分	2,952 万人分	2,938 万人分

注1：令和2年度は供給実績量、令和3年度は供給予定量（9月末のメーカー及び卸在庫を含む）

注2：令和2年度供給実績量におけるマイナス実績は、医療機関等からの返品量が供給量を上回ったため

※なお、各品目について、流行状況に応じて追加供給を検討

2. インフルエンザウイルス抗原検出キット(迅速タイプ)の供給について(8月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成)

昨シーズンの供給実績量

令和2年9月から令和3年3月末まで 約150万人分

今シーズンの供給予定量

令和3年9月から令和4年3月末まで 約1,594万人分

取扱い業者：大塚製薬(製造)、SBバイオサイエンス(輸入)、富士レビオ(製造)、積水メディカル(輸入)、ミズホメディー(製造)、ニチレイバイオサイエンス(製造・輸入)、タウンズ(製造)、アルフレッサファーマ(製造)、アボットダイアグノスティクスメディカル(輸入)、アークレイファクトリー(輸入)、ロート製薬(製造)、コージンバイオ(製造)、キヤノンメディカルシステムズ(製造)、富士フイルム(製造)、アドテック(製造)、ロシュ・ダイアグノスティックス(輸入)、タカラバイオ(製造)
※製品の有効期間は12～30か月

令和2年度	令和3年度	増減
150万人分	1,594万人分	1,444万人分

注：令和2年度は供給実績量、令和3年度は供給予定量(8月末のメーカー及び卸在庫を含む)

※インフルエンザの流行に伴い特定の製品に需要が集中すると、安定供給に支障が生じる場合があることに御配慮いただきたい

令和4(2022)年度 湖南広域休日急病診療所における診療待機医師(オンコール)

日程		医師会名	氏名	医療機関名	医療機関 電話番号	緊急連絡先(携帯)
令和4年 (2022年)	4/29 金・祝	草津栗東	光田 憲彦	みつだ内科クリニック		
	5/1 (日)	草津栗東	岡田 貴司	おかだ内科クリニック		
	5/3 火・祝	守山野洲	久永 智子	守山内科クリニック		
	5/4 水・祝	守山野洲	山地 尚	山地内科		
	5/5 木・祝	守山野洲	吉川 明	吉川医院		
	12/29 木・休	草津栗東	金井 俊平	南草津あおぞらクリニック		
	12/30 金・休	草津栗東	戸成 智子	さところ内科クリニック		
	12/31 土・休	草津栗東	中西 智之	湖南サポートクリニック		
令和5年 (2023年)	1/1 日・祝	守山野洲	内田 康和	うちだクリニック		
	1/2 月・休	守山野洲	甲原 一郎	甲原医院		
	1/3 火・休	守山野洲	澤田 正史	澤田医院		
	1/8 (日)	草津栗東	大槻 鉄郎	眞下胃腸科医院		
	1/9 月・祝	守山野洲	本田 亘	本田医院		
	1/15 (日)	草津栗東	奥田 浩人	宮本クリニック		
	1/22 (日)	守山野洲	大橋 誠治	おおはし腎透析クリニック		
	1/29 (日)	草津栗東	増田 江利子	栗東えりこ内科クリニック		
	2/5 (日)	守山野洲	尾柳 知佐子	守山さくら内科クリニック		
	2/11 土・祝	草津栗東	関川 修司	せきがわ内科クリニック		
	2/12 (日)	守山野洲	矢間 博貴	ヤザマ内科医院		
	2/19 (日)	草津栗東	下郷 司	眞下草津医院		
	2/23 木・祝	守山野洲	千菊 敦士	せんぎく腎泌尿器科クリニック		
	2/26 (日)	草津栗東	遠藤 衛	南草津病院		

待機時間 14:00~19:00

滋 感 対 第 2 5 号
令和 4 年 (2022 年) 1 月 17 日

滋賀県医師会
滋賀県病院協会 の長 様
各地域医師会

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業にかかる
検査指標等の見直しについて

平素は、本県の感染症対策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、令和 3 年 9 月 9 日付け感染症対策課長通知「新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業の実施について」に基づき、イベントベースサーベイランス事業を実施しているところでは、

この度、今般の感染拡大を踏まえ、より早期の段階でイベントを探知し検査できるよう、検査指標等について別紙のとおり見直しを行うこととし、併せて、当面の間、ユニットやフロア、クラス等を単位として、一人でも風邪様症状者が発生している場合は本事業の対象とする取り扱いとしますので、お知らせします。

なお、本事業に関する情報については、下記の滋賀県ホームページにも掲載しております。

記

滋賀県ホームページ：

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス (EBS) 事業の実施について

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/320621.html>



滋賀県健康医療福祉部感染症対策課 調査・検査係
担当：村井、間野、畑
TEL : 077-528-3584
FAX : 077-528-4866
E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○実施期間

令和3年9月15日～令和4年3月31日

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

なお、県が特に感染拡大の恐れがあるとして加添通知する場合においては、「ユニットやフロア、クラス単位（）未満」の風邪様症状者を確認した場合を検査指標とする。

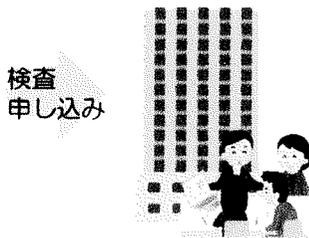
○検査の流れ

① 風邪様症状者の情報収集



各施設において、風邪様症状者の情報収集を行い、普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合は、EBS検査総合窓口へ検査申し込みを行う

② 検査準備、調整



EBS検査総合窓口が、民間検査機関および対象施設と日程調整等を行い、検体採取容器の搬入、採取方法の説明等を行う

③ 検体採取



各施設で、対象者のだ液を採取し、検査機関に提出（EBS検査総合窓口が取りに行き、民間検査機関に搬入する）

④ 検体提出、検査



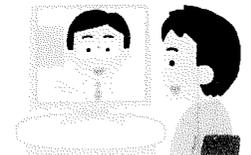
県が委託する民間検査機関においてPCR検査を実施し、結果をEBS検査総合窓口へ報告する

⑤ 結果報告



EBS検査総合窓口から、各施設に対して結果報告を行う

⑥ 医師の診療・診断 ※結果陽性の場合



陽性と判明した方は、医師の診療、診断を受ける

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 検査指標の改訂について

○背景

本県では、新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施してきたところ。

今般の感染拡大を踏まえ、当面の間、より早期の段階でイベントを探知し検査できるよう、本事業における検査指標について以下のとおり臨時的取り扱いとする。

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査指標の取り扱いについて

	1月16日までの取り扱い	臨時的な取り扱い(1/17～当面の間)
検査指標	1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合 2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上に該当する場合等	ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の風邪様症状者を確認した場合

○留意事項

令和4年1月17日付け滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長通知「新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業にかかる検査基準等の見直しについて」により、1月17日から当面の間、「県が特に感染拡大の恐れがあるとして別途通知する場合」の検査指標を適用する。

公財滋健第170号
令和4年1月6日



滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会長
滋賀県放射線技師会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 中井 清
(公印省略)

令和3年度 乳がん検診従事者講習会の開催について(通知)

厳寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添 『令和3年度乳がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において乳がん検診に従事されている医師・診療放射線技師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、2月10日(木)中※必着にメールにて当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団

健診保健部 担当 小島由美子

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211

E-mail ykojima01@kenkou-shiga.or.jp

令和3年度 乳がん検診従事者講習会(Zoom)開催要領

1 目的

乳がん検診事業を円滑に推進するため、乳がん検診についての話題提供の他、乳がん検診発見症例による症例検討を実施することにより、検診精度の向上や撮影および読影技術の資質向上を図る。

2 主催

滋賀県・公益財団法人滋賀県健康づくり財団・滋賀県がん検診検討会乳がん部会

3 対象者

乳がん検診に従事する（または従事する予定の）医師・診療放射線技師・
臨床検査技師・保健師等

4 開催日時および開催場所

令和4年2月19日（土） 13:30～15:00 受付開始13:00

Zoom講習会(本部：公益財団法人滋賀県健康づくり財団)

(〒520-0834 大津市御殿浜6-28)

TEL:077(536)5210 Email:ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

※Zoom講習会に付、通信環境600kbps(上り/下り)、カメラ付きPC(マイク、スピーカー)をご準備ください。
お申し込みの際は講習会(Zoom)参加メールアドレスをお忘れないようにお願い致します。

5 プログラム内容

13:30～13:35 あいさつ

13:35～13:50 「令和2年度 乳がん検診の実施状況報告」(財団より)

13:50～14:50 「最近の話題～ブレストアウェアネスとコロナワクチン接種後のリンパ節腫大について」

14:50～15:00 質疑応答

15:00 閉会

6 講師

滋賀医科大学 地域医療教育研究拠点 准教授 医学博士

地域医療機能推進機構 滋賀病院 乳腺センター・乳腺外科部長 梅田 朋子 先生

7 申し込み方法および参加費

Email(下記アドレス)へ事前申し込み (令和4年2月10日(木)必着)

メールアドレス : ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

送信内容 : ①フリガナ ②氏名 ③所属名 ④職種 ⑤所属郵便番号 ⑥所属住所
⑦所属先電話番号 ⑧講習会(Zoom)参加 Email

(ただし、参加上限があるため、定員になり次第締め切りとさせていただきます)

参加費無料

8 修了証書 参加者には、修了証書を発行します

9 その他 日本医師会生涯教育制度指定講習会認定(1.0単位) CC-11、 予定

公財滋健第161号
令和3年12月24日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会
滋賀県放射線技師会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 中井 清
(公印省略)

令和3年度 第2回肺がん検診従事者講習会(ZOOM)の開催について(通知)

歳晩の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添『令和3年度肺がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において肺がん検診に従事されている医師・診療放射線技師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、別添の通り令和4年2月25日(金)中※必着にメールで当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団

担当 小島由美子

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211

E-mail ykojima01@kenkou-shiga.or.jp

令和3年度 第2回肺がん検診従事者講習会(Zoom)開催要領

1 目的

肺がん検診事業を円滑に推進するため、検診従事者（読影医師）の確保と資質向上を図ることを目的とし、胸部単純エックス線写真の読影についての基礎知識や読影演習を行う。

2 主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 滋賀県 滋賀県がん検診検討会肺がん部会

3 対象者

肺がん検診に従事する（または従事する予定の）医師 診療放射線技師等

4 開催日時および開催場所

令和4年3月6日（日） 10:00～11:30 受付開始 9:30

Zoom講習会(本部：公益財団法人滋賀県健康づくり財団)

(〒520-0834 大津市御殿浜6-28)

TEL:077(536)5210 Email:ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

※Zoom講習会に付、通信環境600kbps(上り/下り)、カメラ付きPC(マイク、スピーカー)をご準備ください。お申し込みの際は講習会(Zoom)参加メールアドレスをお忘れないようにお願い致します。

5 プログラム内容

10:00～10:05 開会の辞

10:05～10:20 令和2年度 肺がん検診実施状況報告（健康づくり財団より）

10:20～11:20 肺がん検診で発見された症例に対する検討（令和元年度）

11:20～11:25 閉会の辞

6 講師

滋賀県がん検診検討会肺がん部会

部会長 高橋 雅士

（友仁山崎病院 院長）

6 申し込み方法および参加費

Email（下記アドレス）へ事前申し込み（令和4年2月25日（金）必着）

メールアドレス： ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

送信内容:①フリガナ ②氏名 ③所属名 ④職種 ⑤所属郵便番号 ⑥所属住所

⑦所属先電話番号 ⑧講習会(Zoom)参加 Email

（ただし、参加上限があるため、定員になり次第締め切りとさせていただきます）

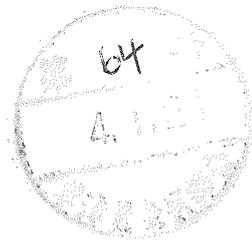
参加費無料

7 修了証書

参加者には、修了証書を発行します。

8 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会認定（1単位）CC:11



滋病協第 46号
令和4年1月18日

一般社団法人草津栗東医師会
会長 中嶋康彦様

一般社団法人滋賀県病院協会
会長 金子隆昭
(公印省略)

令和3年度滋賀県病院協会県民公開講座の開催について（ご案内）
(Zoomアプリを使用したWeb研修会)

厳寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り誠に有り難うございます。

さて、当協会では毎年県下の医療従事者が一堂に会する病院大会を開催し、病院をめぐる諸問題について協議研究を深めると共に、県民公開講座の開催や各種表彰等を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から会場に参集しての開催は今年度も控えることと致しました。

そこでこれに替わり、広く県民の皆様にも病院医療について考えて頂く機縁となるよう特別講演（県民公開講座）をWeb研修会として別添のとおり開催させて頂くことと致しました。

当日は、救急医療の第一人者の京都府立医科大学 救急医療学教室 教授の太田 凡先生をお迎えして「救急医療の実際—医学科講義で学生に伝えていること—」と題したご講演を頂きます。

つきましては、広く医療関係の皆様方に救急医療について考えて頂く機会として頂けるのではないかと考えますので、別添にてチラシを同封させて頂きました。

業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、配布・回覧いただく等関係の皆様方へのご案内とご出席へのご配意の程よろしくお願いいたします。

なお、地域職域医師会長様にもご案内させて頂きましたので、ご配意の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 程 令和4年2月6日(日) 13時30分～15時20分
2. 配信会場 滋賀県病院協会 事務局 会議室
滋賀県大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館3階
TEL : 077-525-7525
FAX : 077-525-5859
3. 対象者 救急医療について関心をお持ちの方
4. 参加費 無料
5. 参加申込みについて
参加申し込みについては、当協会ホームページならびにチラシのQRコードによりウェビナー参加登録を受け付けております。

申込締切日は、令和4年2月2日(水)

下記QRコードからもお申込み頂けます。

「令和3年度 滋賀県病院協会 県民公開講座」
ウェビナー登録ページ URL

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_Hzxf7SUKQFWz5XyR1Xc_2g

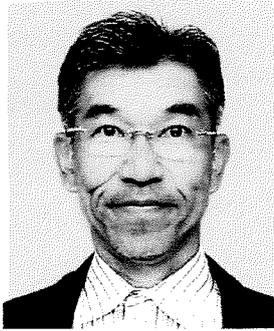


参加
無料

救急医療の実際

— 医学科講義で学生に伝えていること —

WEB
研修会

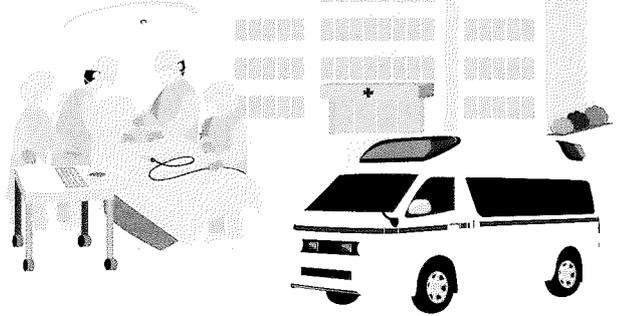


講師

京都府立医科大学
救急医療学教室 教授

おお た ぼん

太田 凡先生



救急医療は、いつ、どこで、誰が提供するかを問いません。そして、結果的に判明する重症度は問えません。予測していなかった状況で求められる医療が「救急医療」であり、誰かが「救急」と思えば「救急医療」です。患者さんは診てみなければわからず、結果的に軽症であっても、病院に来る前に重症か軽症かはわかりません。救急医療は、提供される場所、時間帯、状況、患者背景に応じて最善を目指します。救急医療は社会のセーフティネットです。

【主な現職】

- ・日本救急医学会 救急科指導医
- ・指導医・専門医制度委員会委員
- ・滋賀県トリアスロン協会 理事

【略歴】

- 昭和37年 千葉県生まれ
 - 昭和63年(1988) 3月 京都府立医科大学卒業
 - 昭和63年(1988) 5月 京都府立医科大学附属病院研修医
 - 平成元年(1989) 11月 京都第二赤十字病院救命救急センター医員
 - 平成 4年(1992) 4月 京都府立医科大学大学院(内科学)
 - 平成 8年(1996) 4月 京都第二赤十字病院救命救急センター医員
 - 平成14年(2002) 4月 湘南鎌倉総合病院 救急外来医長
 - 平成16年(2004) 2月 湘南鎌倉総合病院 救急総合診療科部長
 - 平成22年(2010) 4月 京都府立医科大学 医学部医学科 救急医療学教室 教授
 - 大学院医学研究科 救急・災害医療システム学 教授
 - 附属病院 救急医療科 部長
 - 平成22年(2010) 8月 高島市民病院 非常勤医師
 - 令和元年(2019) 7月 市立大津市民病院 救急科 非常勤医師
- 現在に至る

日時

令和4年 **2月6日** (日)
13:30~15:20

配信
会場

一般社団法人 滋賀県病院協会
事務局 会議室

お申込み
方法

令和4年2月2日(水)までに
下記フォームからお申込みください。
https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_Hzxf7SUKQFWz5XyR1Xc_2g
右記のQRコードからもお申込みができます。▶



定員

500名 ※申し込みは先着順とします。

プログラム

13:30 開会

あいさつ 一般社団法人滋賀県病院協会 会長
金子 隆昭 (彦根市病院事業管理者 兼 彦根市立病院長)

13:40 特別講演(県民公開講座)

座長 一般社団法人滋賀県病院協会 理事
鈴木 聡 (高島市民病院長)

演題「救急医療の実際:医学科講義で学生に伝えていること」

講師 京都府立医科大学 救急医療学教室 教授
太田 凡先生

15:20 閉会

あいさつ 一般社団法人滋賀県病院協会 副会長
来見 良誠 (地域医療機能推進機構滋賀病院長)

お問い合わせ先

一般社団法人 滋賀県病院協会

〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館3階

主催 一般社団法人 滋賀県病院協会 後援 滋賀県

TEL.077-525-7525

FAX.077-525-5859 e-mail : jimu2@sbk.co-site.jp

滋 感 対 第 2 8 号

令和 4 年(2022年)1月18日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
各地域医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 様

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長
(公 印 省 略)

肝疾患専門医療機関の指定に係る申請手続きについて(通知)

平素は、本県の肝疾患対策の推進について、御協力いただきありがとうございます。

さて、本県では、平成19年4月19日付け健発第0419001号厚生労働省健康局長通知「肝疾患診療体制の整備について」に基づき、指定に係る申請手続きを別紙のとおり定め、肝疾患専門医療機関の指定を行っているところです。

また、当該指定については、申請書の受付後、滋賀県肝炎対策協議会において選定しますので、今年度中の指定を希望される場合は、令和4年2月18日(金)までに申請していただくよう、貴会員あて周知をお願いします。

なお、上記締切日以降も随時申請を受付けますが、選定については、次年度以降の肝炎対策協議会で行うこととなりますことを申し添えます。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部
感染症対策課
感染情報企画係
T E L : 077-528-3632
F A X : 077-528-4866
E-mail : ej00@pref.shiga.lg.jp

滋賀県肝疾患専門医療機関の指定等の手続きについて

滋賀県肝疾患専門医療機関の指定、指定申請内容の変更、指定の辞退については、以下の申請または届出を行ってください。

1. 指定申請

- ① 肝疾患専門医療機関の指定を希望する医療機関は、下記の指定条件を満たしていることを確認のうえ、滋賀県肝疾患専門医療機関指定申請書を感染症対策課に提出してください。
- ② 申請は随時受け付けますが、指定は、指定申請書の受付後、県が設置する肝炎対策協議会において選定します。
- ③ 選定された医療機関には、指定書を交付します。

肝疾患専門医療機関の指定条件

肝疾患専門医療の指定には、下記のすべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- (2) インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施できること。
- (3) 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

2. 変更届

- ① 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに肝疾患専門医療機関変更届を感染症対策課に提出してください。

3. 辞退届

- ① 肝疾患専門医療機関としての指定条件を喪失した場合は、速やかに肝疾患専門医療機関辞退届を感染症対策課に提出してください。

年 月 日

滋賀県肝疾患専門医療機関指定申請書

滋賀県知事 様

開設者の住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

開設者の氏名 (法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名)

印

「肝疾患診療体制の整備について」(平成19年4月19日付け健発第0419001号 厚生労働省健康局長通知)に基づく肝疾患専門医療機関として次のとおり条件を満たしていますので、指定申請します。

医療機関名	
所在地	
条件	<p>該当する番号に○を付けてください。</p> <p>1. 専門的な知識を持つ医師(日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等)による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定が行われている。</p> <p>2. インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施できる。</p> <p>3. 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できる。</p>

専門医等名簿 (氏名等を記入し、該当項目に○をしてください。)

氏名	診療科名	日本肝臓学会・日本消化器病学会の別	専門医・指導医 (取得年度)	常勤・非常勤 の別
		肝臓・消化器病	専門医・指導医 (年度)・(年度)	常勤・非常勤
		肝臓・消化器病	専門医・指導医 (年度)・(年度)	常勤・非常勤
		肝臓・消化器病	専門医・指導医 (年度)・(年度)	常勤・非常勤

年 月 日

肝疾患専門医療機関変更届

滋賀県知事 様

医療機関名称

開設者氏名

印

所在地

肝疾患専門医療機関の申請内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

記

1 変更事項
(変更前)

(変更後)

2 変更年月日
年 月 日

3 変更の生じた理由

年 月 日

肝疾患専門医療機関辞退届

滋賀県知事 様

開設者氏名
所在地 印

肝疾患専門医療機関の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 肝疾患専門医療機関名

- 2 肝疾患専門医療機関の所在地

- 3 辞退年月日
年 月 日

- 4 辞退する理由

滋 医 政 第 4 2 号
 令和 3 年 (2021 年) 1 月 18 日

一般社団法人滋賀県医師会長
 一般社団法人滋賀県病院協会
 各 地 域 医 師 会 長
 各 消 防 本 部 (局) 消 防 (局) 長
 大 津 市 保 健 所 長
 各 保 健 所 長
 防 災 危 機 管 理 局 長

様

滋賀県健康医療福祉部長
 (公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

滋賀県立総合病院
 守山市守山五丁目 4 番 3 0 号

令和4年(2022年)1月22日

一般社団法人 草津栗東医師会
 会員各位

地域医療連携コーディネーター
 栗東市長寿福祉課(下村 葉子)
 草津市在宅医療介護連携センター(宮村 栄理)

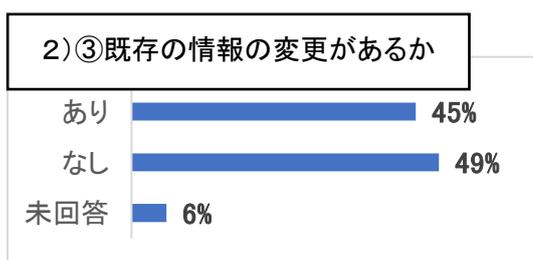
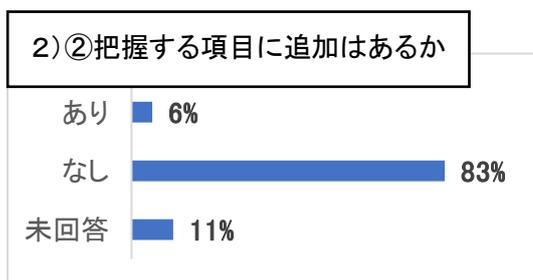
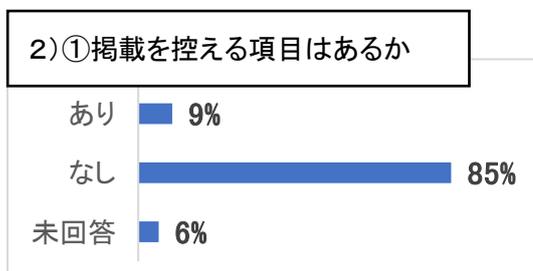
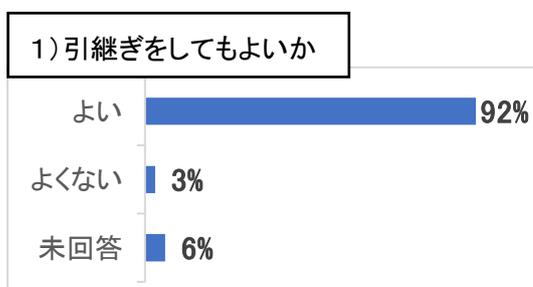
医療情報の取り扱いに伴う意向調査結果のお知らせ

厳冬の候、ますますご清栄のことお喜び申し上げます。日頃より在宅医療介護連携推進のためにご尽力賜り感謝申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

さて、令和4年度の地域医療連携コーディネーターの新体制に伴い、12月に配布した標記調査結果をお知らせ致します。先生方におかれましてご多忙の中、ご返答頂き誠にありがとうございました。

集計結果

配布数: 140施設(診療所・病院) 回答数: 108施設 (回収率: 77%)



1)コーディネーターが把握している各医療機関の医療情報の引継ぎに関しては、**92%**の先生方より了承が得られました。「不妊治療専門のため在宅医療介護では尽力できない」等の掲載控えに伴う理由も教えて頂きました。

2)①医療情報の掲載に関して控えてほしい項目としては、「在宅・施設等への訪問診療の有無の掲載」「診療所の FAX 番号の掲載」が挙がりました。

②医療情報の項目に追加してほしい項目としては、「びわ湖あさがおネットの施設登録の有無」「認知症診断医の在籍の有無」「医師の緊急連絡先」「訪問診療での看取り対応の有無」を教えて頂きました。

③既存情報の変更については、該当された医療機関に後日、情報把握に伺います。各医療機関の医療情報詳細は、医師会ホームページ上の**在宅医療支援サイト(医師会員用)**で閲覧可能です。

この結果をもとに把握情報を再考・更新・共有に努め、引き続き先生方の地域医療支援に尽力して参ります。

御協力ありがとうございました。

講演会・研修会等のご案内

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
令和4年1月30日(日) 9:30～18:00	産業医研修会	男女共同参画センター G-NETしが 大ホール 近江八幡市鷹飼町80-4	1.「特殊健康診断でわかること」 山田誠二産業保健センター 所長 山田誠二 先生 2.「コロナ禍を健康に乗り越えるために必要な力 レジリエンス」 関西福祉科学大学健康福祉学部教授 長見まき子 先生 3.「事例にみるメンタルヘルスの実際」 南草津坂本診療所 坂本暢典先生 4.「産業医活動関連法改正と通達 平成28～令和2年度」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村隆先生 5.「産業医初心者でも行える復職支援」 京セラ(株)本社 総務統括本部 環境統括部 安全防災部 健康管理室 山田達治 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期7.5単位 生涯 更新1.5単位 専門6.0単位
令和4年2月6日(日) 14:00～17:00	産業医研修会	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	1.「産業医が知っておきたい職域での転倒防止 ～高齢者雇用の視点もふくめて～」 滋賀県立大学 非常勤講師 HumanWorks 代表 岩倉 浩司 先生 2.「中小規模企業における産業医の役割」 きづきクリニック 木築 野百合 先生 立命館診療所 中川 克 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期1.5単位 実地1.5単位 生涯 専門1.5単位 実地1.5単位
令和4年2月10日(木) 14:30～16:00	第89回学校保健学校医研修会	クサツエストピアホテル 草津市西大路町4-324	「虐待への対応～医療の視点から～」 済生会滋賀県病院 小児科部長 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報12月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
令和4年2月24日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 令和4年3月2日(水) 14:00～16:00	人獣共通感染症研修会	クサツエストピアホテル 滋賀県草津市西大路町4-32	演題1:滋賀県医師会 「動物由来の胎内感染症」 講師 滋賀県医師会 副会長 高橋 健太郎 先生 演題2:滋賀県獣医師会 「獣医領域における薬剤耐性(AMR:薬剤耐性菌)」 講師:びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科 非常勤講師 藤居 直樹 先生	滋賀県 医師会	地域医療担当 会報1月号・FAXにて案内 予定	日医生涯教育2単位 (申請予定)
令和4年3月20日(日) 10:00～18:00	日医認定産業医第1回基本研修会 (基礎前期)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	1.「総論A」 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課長 喜瀬 真太郎 氏 2.「健康管理」 ブリヂストン彦根工場健康管理センター 所長 中山 邦夫 先生 3.「総論B」 ダイキン工業株式会社 滋賀製作所 専属産業医 赤築 秀一郎 先生 4.「産業医活動の実際」 古河AS株式会社 産業医 鹿田 潮 先生 5.「健康保持増進」 川島労働衛生コンサルタント事務所 川島 恵美 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて案内	日医生涯教育: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 前期7単位 (申請予定) ※非会員(受講料14,000円、 資料代3,520円、資料代は基本 研修会2回分)
令和4年3月21日(月祝) 10:00～18:00	日医認定産業医 第2回基本研修 会(基礎前期)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	1.「作業環境管理」 労働安全衛生コンサルタント 植西 信雄 先生 2.「メンタルヘルス対策」 医療法人ひつじクリニック 院長 田中 和秀 先生 3.「有害業務管理」 オムロン株式会社 統括産業医 滋賀産業保健総合支援センター 相談員 内山 鉄朗 先生 4.「作業管理」 パナソニック株式会社イノベーション推進部門 守口地区健康管理室 前田 希和 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて案内	日医生涯教育: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 前期7単位 (申請予定) ※非会員(受講料14,000円、 資料代3,520円、資料代は基本 研修会2回分)

・ 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年1月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 1/14 (金)	第70回滋賀県薬事審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター 1階 会議室1	県	
R4/ 1/14 (金)	第2回滋賀県長寿医療運営懇話会	2:00 PM (~)	県厚生会館 4階 委員会室	関連団体	★
R4/ 1/18 (火)	メディカルコントロール部会	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀県危機管理センター	県	
R4/ 1/18 (火)	第3回都道府県医師会会長会議(Web会議)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	会長室	日医	
R4/ 1/19 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 1/20 (木)	第11回「健康しが」共創会議	2:00 PM (~ 4:45 PM)	草津市立市民交流センター(キラリエ草津)5階	県	★
R4/ 1/20 (木)	令和3年度滋賀県産業医活動推進協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 1/20 (木)	令和3年度滋賀県精神保健福祉審議会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	県大津合同庁舎 7A会議室 (オンライン併用)	県	
R4/ 1/20 (木)	第160回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	3:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所(オンライン併用)	国	
R4/ 1/23 (日)	第70回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会(Web開催)	10:30 AM (~ 3:10 PM)	配信会場:大阪府医師会館 Web対応:3階会議室	近医連	
R4/ 1/25 (火)	第2回滋賀県医療審議会 医療法人部会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	県大津合同庁舎 5階 5-C会議室	県	
R4/ 1/25 (火)	中絶審査	2:00 PM (~ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★
R4/ 1/25 (火)	滋賀医学編集委員会	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 1/25 (火)	令和3年度 第3回滋賀県在宅医療等推進協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	滋賀県庁東館7階 大会議室	県	★
R4/ 1/26 (水)	滋賀県難病対策推進協議会	5:00 PM (~ 7:00 PM)	県庁 北新館 5-F会議室 もしくは Web	県	★
R4/ 1/27 (木)	個別指導(診療所/新規) 03年度診療所10 1月①	2:00 PM (~ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室	国、県	
R4/ 1/27 (木)	人口減少を見据えた未来と幸せが続く滋賀推進協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	Web会議: Zoom	県	★
R4/ 1/27 (木)	日本医師会財務委員会(TV会議併用)	2:30 PM (~ 4:00 PM)	会長室 配信会場:日医会館(Zoom接続)	日医	
R4/ 1/27 (木)	第1回滋賀県医療審議会 保健医療計画部会	3:30 PM (~ 5:00 PM)	滋賀県危機管理センター 2階 災害対策室5-6	県	★
R4/ 1/27 (木)	滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 第5回児童措置審査部会	7:00 PM (~ 9:00 PM)	県大津合同庁舎 7-A会議室	県	★
R4/ 1/28 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(Web開催)	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 1/28 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第4回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 1/28 (金)	令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)	2:00 PM (~ 5:00 PM)	Gメッセ群馬、Web配信併用	国	
R4/ 1/28 (金)	第31回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Web対応:理事室	日医	
R4/ 1/29 (土)	第52回(近医連)近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会(Web開催)	2:30 PM (~ 5:30 PM)	3階会議室	近医連	
R4/ 1/30 (日)	滋賀県災害医療コーディネーター研修	8:30 AM (~ 5:35 PM)	滋賀県危機管理センター 1階 プレスセンター	県	★
R4/ 1/30 (日)	JMAT研修 ロジスティクス編(Web開催)	9:00 AM (~ 5:30 PM)	Web対応:会議室	日医	
R4/ 1/30 (日)	滋賀県医師会 産業医研修会	9:30 AM (~ 6:00 PM)	G-NETしが 男女共同参画センター	県医師会	

・ 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年1月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 1/31 (月)	令和3年度滋賀県自殺対策連絡協議会	10:00 AM (~)	県大津合同庁舎(予定)	県	
R4/ 2/ 1 (火)	個別指導(病院/新規) 03年度病院2 2月①	2:00 PM (~ 4:30 PM)	該当医療機関	国、県	
R4/ 2/ 1 (火)	令和3年度第2回がん患者就労支援専門部会・滋賀 長期療養者就職支援担当者連絡協議会・滋賀県両 滋賀県交通対策協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	Zoomによるオンライン会議 配信会場:県庁 東館 7階 大会議	県、労働局	
R4/ 2/ 2 (水)	令和3年度 第2回滋賀県死因究明等推進協議会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	県庁新館7階大会議室	その他	
R4/ 2/ 2 (水)	第2回滋賀県医療審議会 保健医療計画部会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県病院協会 会議室	県	★
R4/ 2/ 3 (木)	令和3年度滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携 推進会議	9:30 AM (~11:00 AM)	県庁(調整中)	県	
R4/ 2/ 3 (木)	2022「北方領土の日」県民のつどい	2:00 PM (~ 3:30 PM)	県庁東館 7階 大会議室	県	★
R4/ 2/ 4 (金)	第7回近医連常任委員会	1:00 PM (~ 4:00 PM)	甲賀市あいこうか市民ホール	県	★
R4/ 2/ 4 (金)	病院勤務医連絡協議会(Web会議)	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 2/ 4 (金)	病院勤務医連絡協議会(Web会議)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/ 4 (金)	近医連事務局長連絡協議会	3:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 2/ 5 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会(Web会議)	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	近医連	
R4/ 2/ 6 (日)	滋賀県医師会 産業医研修会	2:00 PM (~ 5:00 PM)	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	
R4/ 2/ 7 (月)	滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7A会議室	県	
R4/ 2/ 8 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 2/ 9 (水)	近医連災害時等における相互支援に関する協定書 に基づく訓練(通信訓練)	1:00 PM (~ 4:10 PM)	事務局	近医連	★
R4/ 2/ 9 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 2/10 (木)	第3回滋賀県循環器病対策検討会(ハイブリッド開 催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁(調整中) もしくは Zoom参加	県	
R4/ 2/10 (木)	第89回学校保健学校医研修会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	クサツエストピアホテル2F中宴会場 「瑞光」	県医師会	
R4/ 2/13 (日)	部落解放研究第29回滋賀県集会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	滋賀県立文化産業交流会	その他	
R4/ 2/15 (火)	滋賀県国民健康保険運営協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県大津合同庁舎7B会議室	県	
R4/ 2/15 (火)	公益社団法人滋賀医学国際協力会 理事会	5:30 PM (~)	滋賀医科大学 中会議室	その他	
R4/ 2/17 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/19 (土)	令和3年度日本医師会医療情報システム協議会(1 日目)	2:00 PM (~ 6:30 PM)	3階会議室(Web研修システム)	日医	
R4/ 2/19 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会(Web開催)	2:30 PM (~)	応接室	近医連	
R4/ 2/20 (日)	令和3年度日本医師会医療情報システム協議会(2 日目)17	9:00 AM (~ 3:30 PM)	3階会議室(Web研修システム)	日医	
R4/ 2/20 (日)	マネジメント研修会	1:00 PM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	

・ 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年1月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 2/22 (火)	警察協力医検討委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/24 (木)	第161回近畿地方社会保険医療協議会滋賀支部	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 2/24 (木)	第6回男女共同参画委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会 503会議室	日医	
R4/ 2/24 (木)	令和3年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R4/ 2/25 (金)	令和3年度都道府県医師会事務局長連絡会(TV会議併用)	2:00 PM (~ 3:30 PM)	日本医師会 小講堂	日医	★
R4/ 2/25 (金)	経済産業医療企業年金基金第14回理事会・代議員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	ピアザ淡海305	関連団体	★
R4/ 3/ 2 (水)	人獣共通感染症研修会	2:00 PM (~ 4:05 PM)	クサツエストピアホテル <small>滋賀県草津市西十路町4-20</small>	県医師会	
R4/ 3/ 2 (水)	第32回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Web対応:理事室	日医	
R4/ 3/ 3 (木)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 3/ 4 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 4 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 4 (金)	日本医師会国際保健検討委員会	3:00 PM (~)	日本医師会館	日医	★
R4/ 3/ 5 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪(予定)	近医連	
R4/ 3/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 3/ 9 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/ 9 (水)	令和3年度 第2回滋賀県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	6:30 PM (~)	Web開催 (Zoom)	関連団体	
R4/ 3/10 (木)	滋賀産業保健総合支援センター 令和3年度第2回運営協議会(Web開催)	2:30 PM (~ 4:00 PM)	会長室	関連団体	★
R4/ 3/11 (金)	第12回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/13 (日)	JMAT研修 基本編(Web開催)	9:00 AM (~ 5:30 PM)	Web対応:会議室	日医	
R4/ 3/17 (木)	第10回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/18 (金)	2021年度防災訓練(災害時情報通信訓練)	1:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会 (Web対応:会議室)	日医	
R4/ 3/18 (金)	第10回日本医師会赤ひげ大賞表彰式	6:00 PM (~ 7:10 PM)	帝国ホテル東京「孔雀の間 東」	日医	★
R4/ 3/19 (土)	第20回市民公開講座	2:00 PM (~ 4:00 PM)	ホテルポストンプラザ草津びわ湖	県医師会	
R4/ 3/20 (日)	日医認定産業医 第1回基本研修会(基礎前期)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな4F大ホール	県医師会	
R4/ 3/21 (月)	日医認定産業医 第2回基本研修会(基礎前期)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな4F大ホール	県医師会	
R4/ 3/22 (火)	令和3年度 滋賀県社会福祉協議会 評議員会	10:00 AM (~ 12:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 2階 第2~4研修室	その他	★
R4/ 3/22 (火)	令和3年度 第3回滋賀県地域医療対策協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	滋賀県危機管理センター 2階 災害対策室5・6	県	★
R4/ 3/23 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年1月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 3/23 (水)	第1回滋賀県高齢化対策審議会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	調整中	県	★
R4/ 3/24 (木)	第162回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 3/25 (金)	滋賀県メディカルコントロール協議会	10:00 AM (~11:00 AM)	滋賀県危機管理センター	県	
R4/ 3/25 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第5回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 3/27 (日)	第150回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (~)	未定	日医	
R4/ 4/ 2 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 4/ 6 (水)	第1回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 4/ 8 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 4/10 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (~ 4:10 PM)	ピアザ淡海 大会議室	県医師会	
R4/ 4/14 (木)	第7回男女共同参画委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会 会議室	日医	
R4/ 4/14 (木)	第1回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 4/20 (水)	第2回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 4/22 (金)	第33回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R4/ 4/23 (土)	第16回日医男女共同参画フォーラム	(~)	オンライン開催	日医	
R4/ 5/11 (水)	第3回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 5/13 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 5/18 (水)	第34回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R4/ 5/19 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 5/25 (水)	第4回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 1 (水)	第5回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/22 (水)	第6回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (~)	山の上ホテル	近医連	
R4/ 6/25 (土)	第151回日本医師会定例代議員会(予定)	9:30 AM (~)	未定	日医	★
R4/ 6/26 (日)	第152回日本医師会臨時代議員会(予定)	9:30 AM (~)	未定	日医	★
R4/ 7/ 6 (水)	第7回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

・ 7 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年1月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 7/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/20 (水)	第8回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/10 (水)	第9回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/24 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/ 7 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/ 9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/12 (土)	第53回全国学校保健・学校医大会(予定)	10:00 AM (～ 6:00 PM)	主会場:岩手県(盛岡メトロポリタン)	日医	
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/14 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会) (予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R5/ 1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	(調整中)	県医師会	
R5/ 1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/ 8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/ 8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

草津栗東医師会・行事予定表

令和4年 2月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	火			
2	水			
3	木	玉川学区医療福祉を考える会議	13:30～15:00	玉川まちづくりセンター
		栗東市多職種研修会(WEB研修会)	14:00～15:30	交流センター4階
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水	第193回 草津栗東医師会循環器研究会(WEB配信)	20:00～21:30	クサツエストピアホテル(本部)
10	木	草津栗東認知症連携カンファレンス(WEB配信)	18:30～20:00	南部健康福祉事務所(本部)
11	金	建国記念の日		
12	土			
13	日			
14	月			
15	火			
16	水			
17	木	地域職域医師会会長会議	14:30～16:00	
18	金	湖南圏域災害医療体制検討委員会	13:30～15:00	草津保健所(WEB可)
19	土	2月理事役員会	14:00～15:30	キラエ草津303会議室
		草津栗東医師会 次年度予定表作成	15:30～16:30	医師会会議室
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	天皇誕生日		
24	木			
25	金			
26	土	2月例会 地域保健研修会は中止	14:00～	ポストンプラザ草津
27	日	ゴルフ同好会		瀬田ゴルフコース
28	月			